

令和6年3月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和6年3月5日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和6年3月5日 午前9時宣告

開 議 令和6年3月5日 午前9時宣告（第5日）

応招議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町 民 課 長	山本 壽史
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	吉野 利香	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産業振興課長	下八川久夫
まちづくり推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	吉野 広昭
税 務 課 長	真辺 美紀	農業委員会事務局長	森田 修弘

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤本 雅徳

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和6年3月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和6年3月5日 午前9時開議

- | | |
|------|------------------------|
| 日程第1 | 一 般 質 問 |
| 日程第2 | 常任委員会審査報告
総務文教常任委員会 |

議長（松浦隆起君）

おはようございます。定刻となりました。ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

1番、齋藤光君の発言を許します。

1番（齋藤光君）

おはようございます。1番議員、齋藤光です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、学校教育についての質問をさせていただきます。

前回の一般質問でも聞かせていただいた分野ですが、今回もよろしくお願いいたします。

まずは今回の質問の中での定義として、文科省が定める年間の標準授業時数を超える授業数のこと、余剰時数と定義させていただきます。

前回の議会では、余剰時数を大幅に計上する学校や学年があったことがわかりました。そして、学校の性質というか体質として、子供たちに対してできるだけ時間を取ろうという、そうした結果として授業数が増えているということでした。しかしながら授業するコマ数が増えれば増えるほど、当然、授業準備する時間も増えていくと考えられます。そして当たり前ですが授業準備する時間も仕事のうちに入ります。

そこでお伺いいたします。佐川町の学校では、教職員が授業を準備する時間は勤務時間内に確保ができているのでしょうか。お答えをお願いいたします。

教育長（濱田陽治君）

はい。お答えをいたします。

各小中学校の教員の授業を実施している週あたりの授業時間は、中学校では教科担任であることから各自により若干の差がありますが、今年度の平均を21時間と見て、1日当たりの空き時間が2時間の日が4日、1時間の日が1日となります。

この間に提出された課題を点検したり授業の準備をし、昼休みは給食の指導や生徒への対応、放課後から勤務時間終了後にかけて部

活動に従事し、日によっては夜間にかけて保護者対応をしているという状況です。

小学校は学級担任ですので、毎日 5、6 時間授業し、昼休みは給食の指導をし、放課後 4 時から勤務時間終了までは児童への対応、時によって夜間家庭訪問など保護者への対応をしています。

現況では授業日には十分時間が確保できている、時間が確保されているとは言いがたい状況です。このため夏休みなど長期の休業日に研修や教材の研究をして授業に備えております。

なお教育の分野では発達に課題のある子供たちへの対応、小学校での英語教育や道徳の教科化、I C T など次々と新たな課題への対応が求められており、長期休業中の業務の密度も決して薄くはなく、そのために盆の時期に一斉に学校閉庁するなどの配慮をしているところ です。以上です。

1 番（齋藤光君）

今のご答弁では、授業の準備時間が日常の勤務時間の中ではなかなか取れているとは言いがたい、取れていないという認識で受け取りました。

前回教育長の答弁では、授業に関する業務をつらいと感じる先生は聞いたことがないとおっしゃっていましたが、授業時間が勤務時間内に用意できてない現状についてはどうお考えでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

先ほど申し上げましたようにですね、長期の休業中に準備をするとしてもですね、やはり日々の業務の中でですね、それができるようになる、ある方が好ましいことだと思います。

1 番（齋藤光君）

それでは勤務時間の内容になりましたので関連して休憩時間についてもお聞きしたいと思います。

前回の質問の冒頭で、学校の先生たちが 1 日の中で休憩時間を取れていないというアンケート結果を紹介いたしましたが、その時教育長は高知県では生徒 1 人当たりの先生が多く配置されており、恵まれた環境であるという回答をしてくださいました。

現在の佐川町の教職員、特に授業担当する先生たちは、1 日の休憩時間はどの程度とれているのか把握されているのでしょうか、教えてください。

教育長（濱田陽治君）

はい。実際にですね、昼休み 45 分とかいうことありますけれども、そこで給食の指導という、この灰色の部分がございまして、これをですね、正確な意味で休憩と言っているのかなと内心微妙なところがございまして。もちろん公的にはですね、休憩と位置付けられていると。そのあたりですね、教員の勤務についてはカウントしにくい部分があるがために 4 %、給与に対する 4 %という教職調整額というものが措置をされているということです。以上です。

1 番（齋藤光君）

休憩時間に関しては、労働基準法の第 34 条で規定されており、8 時間以下の勤務の場合は、1 日当たりですね、少なくとも 45 分、8 時間を超える勤務の場合は 1 時間の休憩を与えなければならないと定められております。そして、休憩時間は労働者の権利として、労働から離れることが保障されてなければならないと定義されております。今おっしゃったように、給食対応などは、この待機時間や何かあったら対応しなければならない時間というのは休憩時間には含まれないと、私は労働基準法読んで思いました。

その中で、休憩時間は昼休みに規定されて、昼休みの時間に 45 分とっているということですが、事実上法律の意味での休憩時間を取れてるとは言えないという状況でよろしいでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

休憩時間についての定義は先ほど議員がおっしゃった通りです。その意味では実際にですね、本人食べてはおるんですけども、子供の指導もしておりますのでグレーだということです。以上です。

1 番（齋藤光君）

はい、わかりました。それでは次に、授業の編成について伺っていききたいと思います。

授業時数は年間の標準授業時数をもとに編成していると思いますが、来年度予定している年間授業時数は、どのようになっているのか。来年度の編成予定の授業時数を教えてください。

教育長（濱田陽治君）

これはですね、学校によって異なります。

現況を申し上げますと、この授業時数というものについては、文部科学省ではなくて、学校教育法施行規則の中に標準の時数が示されていると。年度当初に児童生徒の実態を踏まえつつ、各学校の指導体制にみあった授業時間を年間に割り振って教育課程を作成する

というものです。

現在各校では来年度の教育計画を策定をしているというところ
です。以上です。

1 番（齋藤光君）

現在策定中ということですが、冒頭から申し上げたように様々な
観点から、標準授業時数に考慮した授業数で編成することについて
は、各学校には教育委員会として提言や助言、アドバイスなどはさ
れたのでしょうか、またはする予定があるのか教えてください。

教育長（濱田陽治君）

はい。お答えいたします。

これにつきましては12月議会でお答えいたしましたような状況
がありましたので、12月議会でのお答えにでも申し上げております
が、12月19日開催の町内校長会におきまして、12月議会一般質問
の概要を報告するとともに、来年度週あたりの授業時数が児童生徒
の負担加重、重くなりすぎないように配慮して、案を策定すること
を求めています。

スケジュール的には今後3月までの、3月末の教職員人事異動内
示発表を経て各校の教員配置が固まるとともに、各校さらに検討し、
4月初めの各校で行われる年度当初の職員会での協議を経て、校長
が決定をするということになります。以上です。

1 番（齋藤光君）

各学校のことは各学校長が決めることになりますが、提言などし
ていただいたようで少し安心をいたしました。

次に、学校教育における各家庭の負担についてお聞きいたします。

佐川町では学校給食、保育園の副食費が無償化になり、各家庭の
負担は以前に比べて少なくなりました。これは子育て世代にとって
非常に喜ばしいことであり、子育てに対する金銭的な不安の解消に
効果を発揮していると感じています。しかしながら一方で、学校で
のテスト代やドリルなどに、ドリルなどにかかる費用は自己負担と
なっております。

まず、現在の各家庭の負担額、そして佐川町全体での負担額はど
の程度なのか、現状を教えてくださいませんか。

教育長（濱田陽治君）

はい。これはですね、学校により、それから学年により異なりま
す。例えば、入学時には増えるというようなものがあります。平均

的なところでお答えをしますのでご理解をいただきたい。

副教材、PTAの会費、宿泊的行事などの保護者負担金。中学校の場合はこれに部活動というのがあります。町内各小学校では少ない学年で年間1万円弱から1万3千円と多い学年で2万円弱です。中学校では2万円前後で、これに部活動に入っている生徒については年間3千円から2万円強の費用を集金をしておるといことです。これに対して町では、保護者負担の軽減のために、すいません、そこで止まります。以上です。

1 番（齋藤光君）

はい。現状の各家庭そして佐川町全体での平均額ですが、負担額の合計を確認、負担額を確認することができました。

佐川町では子育てしやすい町、子育て世帯に優しい町として広くPRするためにも、この負担額について一部無償化、または、何かしらの補助をすることは考えられないのでしょうか。

せっかく給食費副食費無償化という素晴らしい施策を行っているので、どうせなら突き抜けてやることも有効だと考えております。

佐川町で子育てがしたいと思う子育て世帯を呼び込むためにも考えてみてはどうかと思いますが、そのあたり町長のお考えを聞きたいと思います。佐川町に来たら子育てしやすいぞと、安心して子育てができる町として、移住政策にも強いフックになります。

町長。学校教育の中でのテスト代、教材ドリル代に負担が生じていることについてはどうお考えでしょうか。そして子育て世代の応援としてこの分野にも無償化に取り組むのはいかがでしょうか。お答えください。

町長（片岡雄司君）

おはようございます。齋藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。齋藤議員も先ほどからおっしゃっていただいておりますが、子育て支援につきましては、給食費でありますとか副食費。また、令和6年度から18歳までの医療費の無償化も取り組むこととしておりますし、中学校の受験生に対しまして、町営の塾とか、そういう加力についての授業も実施をさせていただきます。

齋藤議員のおっしゃる学校教育の中でのテスト代、教材ドリル代の負担を軽減するためにはこれも一旦、町で負担すればという話がありましたが、なかなか今のところですね、国、県の子育てに対する方針等をね、現在注視をしながら、しっかりとできることはやっ

ていきたいと思っておりますが、現在のところその無償化について取り組むという考えは今のところありませんので、ご了承いただきたいと思えます。

1 番（齋藤光君）

今、答弁をいただきました。現在のところは予定がないということでした。

1995 年の 1 世帯当たりの年収の中央値は 545 万円でした。2022 年の 1 世帯当たりの年収の中央値は 399 万円と、30 年近くで 150 万円ほど減少しております。また、国民年金などは、来年度 1 万、月額 1 万 6,980 円になり、今年度と比べて 460 円の引き上げが決まっております。私が生まれた平成元年では、国民年金の月額の保険料は約 8 千円程度だったと記憶しております。そして 2000 年からは、介護保険制度とともに介護保険料を支払うようになりました。

つまり、1 世帯あたりの年収は減っており、負担する社会保険料などは増えている状況です。そのような状況から見ても、若いから頑張れるやろうと、そういう状況ではないと感じております。もちろんそんなつもりはないとは思いますが、こうした現状を鑑みて、町長もう一度ご答弁お願いします。

町長（片岡雄司君）

はい。再度、答弁をさせていただきます。

やはり年収が下がっているということも事実でありますので、やはり生活を守るという意味では、いろいろ軽減すれば、確かに、楽になると思います。やはり子育てについてですね、佐川がこれぐらいやっているとすることは、先日、坂本議員の方からも PR 不足ではないかということもありますので、佐川がやっている、いろいろな子育て支援に対する事業の PR をしていったってですね、やはりもっと佐川の子育て支援に対することを知っていただくようなことも始めたいと思っております。

先ほどから申しておりますが、この教材につきましては今のところ、国、県がどういうふうにしてるか。始めるとですね、もうずっとやめることはできませんので、県が 4 年間ぐらい再興ビジョンを子育て支援を支援していくという話もありますが、4 年間で終わるわけには、始めるといけませんので、その辺をしっかりと協議をしながら取り組みを始めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

1 番（齋藤光君）

再度のご答弁ありがとうございます。それでは、次の質問に移りたいと思います。

昨日も一般質問において、多く議題に上がっておりましたが、1月16日から1月18日と、議員研修視察を議会として行ってまいりました。その研修の中で、訪れた岡山県奈義町の少子化対策について、佐川町においても再現できる部分があるのではないかと思います、質問と提案をさせていただきたいと思います。

まず住宅に対する補助金についてですが、岡山県の奈義町は住宅に対して、そもそも課題があったようでした。

空き家に関しては、賃貸情報、売買情報が知り合いなどに知られることを嫌がり、地域のつながりによって逆に出回りにくくなっているような状態だとお聞きいたしました。しかし住む場所の選択肢が乏しければ当然移住政策も、若者世代の定着も難易度が上がります。

そこで、奈義町では住宅課題の解決手段として、戸建賃貸住宅や集合賃貸住宅に対して補助金を出しています。具体的には戸建て賃貸一戸当たり100万円、集合住宅一戸当たり50万円の建設費用に対する補助を出しています。

民間への支援を補助金という形で行い、賃貸、住宅賃貸市場が豊富になれば、移住政策とも相乗効果が生まれてくると私は考えておりますが、この辺りはどうお考えでしょうか、お聞きいたします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

おはようございます。それでは回答させていただきます。

昨日の坂本議員のご質問へのご回答とちょっと重複するところもありますが、回答させていただきます。

現在の町の住宅施策といたしましては、公営住宅や移住者向けの住宅、移住促進住宅や空き家活用住宅などに加えまして、空き家バンク、こちらの方の空き家の提供というところで現在案内の方行っているところでございます。

奈義町の方につきまして、先ほど齋藤議員も言われたように住宅に関します課題があったというところでお聞きをしているところでございます。現在町営住宅、佐川の町営住宅につきましては近年募集をいたしましても、応募の方が募集数を下回っているという状況が続いております。

現在移住促進住宅でありますとか、空き家活用住宅、こういったところにつきましても、現在5棟程度の入居の方が可能という状況になっております。またこの他ですね、最近では先ほどから出てます空き家バンク、こちらの方の登録も増えておりまして、2月末時点で売買や賃貸などで16件の住宅を今現在案内することは可能というふうになっております。

こうした中、現在のところといたしましては、既存の公営住宅の活用に加えまして、こうした空き家の掘り起こしなどを行いまして若者や移住者に対します、住宅の確保の方を行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

はい、ご答弁ありがとうございました。

もう一つ、奈義町で面白い取り組みとして、新築住宅普及促進事業補助金というものがあります。これは新築を建てる個人が受け取れる補助金です。

まず新しく住宅を建てる個人には20万円。次に町内施工業者であれば追加で30万円。そして同一敷地内に定住する世帯人数が3人目からは1人につき20万円を加算、世帯人数5人を限度として5人目は10万円。すべての基準をクリアすれば100万円を受け取ることができる制度です。

新築住宅の数というのは、地域経済にも深く関わってくる数値であり、町としてもその点において刺激できる施策だと感じております。そして世帯人数が増えるにつれ加算される制度などは、奈義町らしい考え方だと思います。

この佐川町においても、この新築住宅普及促進事業補助金の導入を考えてみてはどうでしょうか。お答えをお願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えさせていただきます。

これまではですね、町の方が調整の方もしておりました、かいな住宅。こちらの方も確か過去もそういった補助制度があったというふうにちょっと自分の方も記憶をしておりますが、これからまた後またご質問の方いただきますが、今県の方がですね、中山間地域再興ビジョンということを掲げておりまして、この人口減少対策の交付金というのでも創設をされております。

こうしたものがですね、そうした人口減少対策でありますとか、

そういった若者の移住定住に効果的なものであるということは、当然考えられることなのですが、これからの事業の方もですね、ちょっと制度設計の方も考えていきたいと思っておりますので、そういった視点も踏まえまして、また事業の方、検討していきたいというふうには考えております。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

はい、ご答弁いただきました。検討していただけるということで、次に、空き家解体への補助金について伺っていきます。

空き家解体、老朽住宅除却事業費補助の件ですが、佐川町でも補助事業を行っていると思います。

昨日も答弁でありましたが、補助事業の概要と直近の3年分の実績を教えてくださいませんか。よろしくお願いします。

建設課長（吉野広昭君）

それではお答えさせていただきます。

まず老朽住宅除却補助につきましては、災害発生時の避難路の確保であるとかですね、住宅密集地の防災安全性の確保を目的として、すべての老朽住宅が補助の対象になるのではなくてですね、そういう該当する老朽化した空き家等のですね、除却費用の一部を助成するということになっております。

直近3年間のですね、補助実績につきましては、年度を追ってお話をさせていただきますと、令和3年度に5件、令和4年度が3件、令和5年度が5件の計3年間で13件となっております。

ちなみにですね補助金の金額につきましてはですね、全体で164.5万円で、うち半分が国、県と町がそれぞれ4分の1ということになっております。

1 番（齋藤光君）

はい。ありがとうございます。実績値について、概要についても教えていただきました。

老朽住宅の除却事業は、土地に適用されている住宅用地特例がなくなるために、固定資産税額が高くなる場合があります。このことも空き家の除却が進まない一因として考えられますが、他の自治体では、老朽化した空き家を除却した場合に、一定期間、除却前の税額の水準まで減免する制度があります、この一定期間というのも自治体によって様々ですが、2年から10年まで減免する自治体を見つけることができました。

佐川町でも、住宅への住宅の除却へのハードルを下げるためにもこういった減免の制度を取り入れてみてはいかがでしょうか、お答えをお願いします。

税務課長（真辺美紀君）

おはようございます。それでは齋藤議員の質問にお答えいたします。

住宅を解体して更地にいたしますと、地方税法の規定による土地の固定資産税の軽減、いわゆる住宅用地特例がなくなり本来の税額に戻ります。

議員がおっしゃいましたように全国を調べてみますと、新潟県三条市や富山県立山町では、屋根や、屋根や壁が壊れて居住できない状態にある空き家、いわゆる老朽住宅と認定されますと認定され、一定期間内にその建物を取り壊した場合は、その土地に住宅用地特例が適用されているものとして、固定資産税を２年間減免する制度がありました。これは各自治体の要綱で定められているものでございます。

同様に愛知県犬山市では３年、そして、福岡県豊前市、近いところで徳島県鳴門市では、最初の５年間は住宅用地特例が適用されたものとして、全額、６年目以降１０年目まで段階的に減免額を引き下げる制度がございました。

このような制度は、空き家の放置を少なくする一つの方法であるとは思いますが、減免を実施いたしましても、特別交付税や減収補填特例交付金のような形での財源措置はなく、税収だけが減額いたしますし、また高知県内でも減免を実施している市町村はございませんので、現時点では佐川町では減免を実施する予定はございません。以上でございます。

１番（齋藤光君）

高知県内で取り組んでいるところはまだないという点と、財源という点で、今すぐ実行するのは難しいというご答弁をいただきました。続いて、高知県中山間再興ビジョンについて伺いいたします。

県の方向性として、各自治体のアイデアや意欲が試されるような政策ともとれる高知県中山間再興ビジョンですが、佐川町ではどのように考えているのか教えていただきたいと思います。

まず全体的なことですが、高知県中山間ビジョンはどのようなアクションを佐川町で起こしていくのかを教えてください。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えさせていただきます。

県内の中山間地域におきまして、進学や就学などを理由として、若者世代、特に女性の県外流出というものが進んでおりまして、また婚姻数や出生数も大幅に減少しております。人口減少がさらなる若者の流出や人口減少につながるという、負の連鎖が加速をしているところでございます。こうした中、中山間地域としては取り巻く環境をさらに厳しさを増しているというところになっております。

こうした中、県は県内の中山間地域や、10年後に目指します将来像と、それを実現するための施策や数値目標などを盛り込んだ、この中山間再興ビジョンというものを定めておりまして、現在その最終案が示されているところでございます。

佐川町におきましても、同様の問題に直面しておりまして、これまで佐川町のまち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、各種事業の取り組みを進めてきたところでございます。

若者の流出や少子高齢化に歯止めがかからないという状況のある中、県の中山間の再興ビジョンで目指す10年後の将来像としましては一つ目にですね34歳以下の若者、全市町村で令和4年度に増加を目指す。

それから、二つ目に出生数につきまして、全市町村で令和4年度よりも増加を目指すというこういった数値目標の方が示されております。佐川町といたしましてもこの県と連携した取り組みを行うことが重要であるというふうに考えております。

この10年後の将来ビジョンの実現に向けました、4年間の行動計画でありますこのアクションプランの主な四つの柱となる取り組みに、現在該当する事業といたしまして、地域おこし協力隊の活用や、今年度計画を策定いたしました地域公共交通利便増進実施計画に基づきます、バスロケーションシステムやこのサイネージ、それからデジタル技術の導入によります地域公共交通の維持確保を図ること。また集落活動センターやあったかふれあいセンターへの活動継続の支援もこれまで同様にですね、行っていく集落の維持、活性化に向けた取り組みの方を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

ご説明ありがとうございました。高知県中山間再興ビジョンの中

では、柱 1 として、若者を増やすという項目があります。その中で、数値目標として、10 年後、県外からの年間移住者数を 5 千人以上にしていくという方針があります。

これ、高知県全体での数値目標ですが、高知県全体の面積と人口に対しての佐川町の割合では、2 % 程度になると思いますが、そうになると、佐川町単独で、年間 100 人程度の移住を考えなければなりません、具体的な方策はありますでしょうか教えてください。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。単純に割り戻すとすごい数だなというふうには感じているところなんです、齋藤委員おっしゃいますように、この再興ビジョンの中ではですねこの柱の 1、ここに若者を増やすという項目がありまして人口移住人口の増加。

これにつきましてはまず地域おこし協力隊を令和 6 年度に 8 人募集をするようにしておりまして、引き続き佐川町の担い手として必要な人材の方ですね、この地域おこし協力隊というところで確保していきたいというふうに考えております。

次に東京、大阪で開催しております移住相談会。またこれにあわせまして昨年も今年度ですね、すいません。実施いたしました、仁淀川流域に特化した、移住関連イベント、この開催さらには令和 6 年度に新たにですねワーキングホリデー、この事業の方を実施いたしまして I ターン、などの移住増加につなげていきたいというふうに考えております。

また 10 年後の移住につきましては、現在佐川町の方でも行っております、このふるさと教育。これがですね、ふるさと愛を醸成することで、U ターンに大きく関わってくると思いますので、継続していくことが重要であるというふうに考えております。

また佐川町は高知市への通勤圏内となりますので、佐川からも通勤できる若者が活躍できる職場や企業誘致の情報等につきましても、県と連携情報共有しながら若者定住への取り組みを行うことで、移住人口の人数の増加の方を目指していきたいというふうに考えております。以上です。

1 番（齋藤光君）

はい。お答えいただきありがとうございます。

以前の議会でもお話しましたが、高知県全体で年間約 200 組の移住者が家が見つからないということで移住を断念していることが判

明しております。

そうした環境の中、佐川町内の住環境の強化は必要な取り組みだと考えますが、若者定住促進のために賃貸住宅を建設することについてはどうお考えでしょうか、もう一度お答えをお願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。先ほど答弁させていただきました。

現在のところはですね、この空き家の掘り起こし、ここがまだ十分できてない要素もありますので、まずこちらを率先してやりながらですね、この交付金事業の方に、こういったことが有効なのか、そこに照らし合わせまして、判断の方していきたいというふうに考えております。以上です。

1 番（齋藤光君）

今まで、中山間再興ビジョンの具体的な方策としてもお聞きしてきた内容は、今までやってきた内容との延長線上だという認識を受けました。

そして移住者が家が見つからないということで、県外移住者がボトルネックになっている状況も、現在のところは、賃貸住宅を増やすとか、そういう方策を考えるのは、やるのは考えていないということでしたが、現在、高知県に移住してくる全体ですけど、年間の移住者数は 1,730 人とわれております。

5 千人の数値目標だとすると、3 倍、3 倍近くの数字になると思います。それが佐川町にも適用されるとなると、今の 3 倍移住者を入れてこないといけないと。

若い移住者を入れてこないといけないという状況になるかと思いますが、そうすると、空き家バンク、16 件、今ある、大分増えたと思います。本当に空き家バンクの担当の方すごく頑張ってくれてると思います。

そのほかにも、移住者はウェブ上の賃貸住宅も見ると思います。

私もそうでしたが、東京から高知県に佐川町に移住してくる時にまず物件情報を調べました。

その時は、当時物件情報、物件情報数ナンバーワンのサイトで調べましたが、佐川町はゼロ件でした。

佐川町の賃貸で調べると、各不動産の情報が、10 件から 15 件程度表示をしているような状態になっております。その 10 件から 15 件も、様々な不動産情報の会社が同じような物件を掲載したりして

まして。一つの情報サイトは、14 件表示されてる中 13 件が成約済みとなっております。

先ほど町営住宅も応募をしているが、なかなかその募集がこないという状態でして、募集が規定数に達していないというお話もいただきましたが、それを考えても、年間 100 人程度の移住をアベレージに出す、出していくには明らかに物件数が足りないと思います。

そこについてはどうお考えでしょうか。今までのやり方で年間 100 人の移住者を達成できるとお考えでしょうか、まず教えてください。
まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えさせていただきます。

まずこの大きなくりの人口減少対策というところをまず考える中でですね移住の 2 %、例えばその人数で割ったときの佐川町の 200 人というのは、これ今考えるとすごくとてつもない数字であるというのには認識しております。

その中で人口減少を考える中で、やはりこの佐川町から流出を防ぐということもやっぱり考える必要があると思いますので、この交付金の中では限られたその財源の中でですね、どこへお金をかけるのか。そういったところをしっかりと考えながらですね、移住者に対する住宅確保、こちらも併せて考えていきたいというふうに思っております。以上です。

1 番（齋藤光君）

ご答弁いただきありがとうございます。

確かにおっしゃる通り移住だけではないので、いろんな分野で検討していただきたいと思いますと思いますが、私個人の感想としては、住宅ということがボトルネックになって、移住政策が前に進まないような状況になることは避けていただきたいと思いますと考えてる次第でございます。

続きまして、同じく高知県が新しく取り組む人口減少対策の総合交付金についての説明をお願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えをさせていただきます。

県では 34 歳以下の人口が直近 10 年間で約 2 割減少しております。また、令和 4 年度の出生率が 47 都道府県の中で最少となっております。若者を中心とした人口減少が深刻な問題となっております。こうした状況に歯止めをかけ、地域の若者が増えた持続可能な人口

構造への転換を図るために、この県と市町村が目標を共有いたしまして、連携した取り組みが必要であるということで、この交付金の方が創設の方されております。

対象となる事業につきましては、まず一つ目に若者の増加。それから二つ目に婚姻数の増加。それから三つ目に出生率の向上。それから四つ目といたしまして共働き共育ての推進。こういったものにつながるもので、新規事業やこれまでの事業を拡充するものが事業の対象というふうになります。

交付金の分類につきましては全市町村に配分されます、一つとしまして基本配分型、これと県との県の掲げる目標、この若者の増加出生数の増加というところの達成につながる取り組みに加算します連携加算型というこの二つで構成の方がされております。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

それでは佐川町に配分される金額の想定はどの程度か、お考えをお聞かせください。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えさせていただきます。

基本配分型の交付金につきましては、961 万円、こちらが今予定をされております。

連携加算型の交付金につきましては、令和 6 年から 9 年まで 4 年間の通算といたしまして、佐川ですと人口 1 万人以上ということで、上限額が 1 億円というふうになっておりまして、この場合の補助率がですねソフト事業の場合は 3 分の 2、ハード事業の方は 2 分の 1 が交付金の対象というふうになります。以上です。

1 番（齋藤光君）

先ほど話あった連携加算型の事業については、佐川町は具体的にこういった取り組みをしていくのか、予定されていることがあれば教えてください。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えをさせていただきます。

このですね、県からの交付金の枠組みこちらが示されたのがですね、令和 6 年度の当初予算の計上後でありましたことから、この分配型の方も、交付金の方が既存事業以上に入ってくる予定というふうになっておりますので、この事業とあわせまして早急にですね、

こういった事業に充てていくのかということに関係各局でですね、検討を早急にしていきたいというふうに考えております。以上です。

1 番（齋藤光君）

現段階では早急に考えていくという、そういうステップを踏んでいるということを確認しましたが、昨日の答弁では人口減少対策総合交付金の使用で、健康福祉課からファミサポ、地域子育て支援、妊婦健診などに、126 万 5 千円を計上するとお伺いしましたが、それは計画段階ということでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

昨日ですね、お答えをさせていただきましたのは、この人口減少対策に、県が 6 年度から移行する際にですね、令和 5 年度をもって廃止をするという事業があります。

それがこの人口減少対策交付金を市町村が上げていただければ、それを活用することができるという意味で、既存の事業をですね、いわゆる横滑りする形でですね、その三つの事業が該当するということでお答えをさせていただいております。残りの先ほどまちづくり推進の方がですね、回答させていただきました、基本型の 900 万程度。これの差し引き分をですね、どのように活用していくかということは今後して検討していくということでございます。以上です。

1 番（齋藤光君）

ご答弁ありがとうございます。

人口減少対策総合交付金については、県の濱田知事は、基本的には新規の事業や拡充した事業を行っていただきたいと、各市町村の知恵やアイデアを見せていただきたいとそういう認識で、私も少し担当者からお話聞きましたけど。横滑りや今までやってきた事業にそのまま補助金を充てるとするのは、好ましくないというようなことをおっしゃっていました。

それはどういうことかというのを考えてみると、やはり今の現状では、今の現状の延長線ではなかなか目標達成しづらい。しかしながら、各市町村、自治体の財源状況もあるので、横滑りがだめだと言ってるわけではないと思うんですが、新しいアイデア、新しい取り組みを各市町村が、その地域に合ったアイデアを出していただきたいと、そういう思いも、この人口減少対策総合交付金には含まれてると思いますが、そこについてはどうお考えでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

ちょっとですね、私の表現が横滑りという言葉をつけてしまった関係でですね、ちょっと補足をして説明をさせていただきます。

昨日私がですね、説明させていただきました三つの事業。これはですね、令和5年度をもって廃止をされるんですが、それをファミリーサポートセンター事業であるとか、地域子育て支援センター事業とか妊婦健診の強化事業。こういったものは続けていかなければならない事業でございまして、これを県の方が廃止をされると、町の一般財源でカバーしなければいけないということになります。令和6年度予算編成においてもある想定でですね、この県の補助金の分がある想定で予算を組んでおりまして、その部分はですね、こちらの基本配分型の方を活用させていただかないと、事業ができないということになりますので、その点ご理解のほどお願いしたいと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい、追加してお答えさせていただきます。

先ほど申しましたように県のもので、この枠組みの提示がされたのが令和6年度の当初予算計上後ということもありましたので、ここはですね、県の方も一定市町村の方に配慮していただいているというふうに担当としては理解の方しております。で、こちらで今健康福祉課の事業もそうですし、あと教育委員会の方の事業もあります。それからまちづくり推進課が所管します移住関連の事業もありまして、これは令和6年度に限り、そういった措置がされると。

7年度以降につきましてはこうした事業につきましても、拡充ということがない限りですね、この交付金事業の対象にならないということですので、そういったところもあわせてですね、これまでの取り組みも検証しつつ、どのような取り組みが佐川町にとって最適なのかというところは、しっかりと検討していきたいというふうに考えております。以上です。

1 番（齋藤光君）

ご答弁ありがとうございます。県の方向性と町の認識について改めて確認することができました。

ここで最後になりますが、本日様々なご提案をさせていただきました。

その中でいろいろ予算がかかることや、今検討中でなかなか現在予定はないという答弁もいただきましたが、中山間再興ビジョンや、人口減少対策総合交付金に関して、いろいろ利用して、あとアイデアを出して、佐川町独自の考えとして、今日の提案を実現していくことは考えられないか。町長に一度確認をお願いします。

町長（片岡雄司君）

齋藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

高知県の再興ビジョン、そして高知県の人口減少対策総合交付金につきましては、まちづくりの課長、健康福祉課長がお答えをさせていただきましたが、新規事業か、拡充事業か、どちらか、現在各課局と協議をしている状況でございます。ある程度、先ほど健康福祉課長が言いましたが、廃止するわけにはいきませんので、そういった事業は継続していかなければならないと考えております。

そしてまだですね、私少しこの内容について不明な点もございますので、これにつきましては、佐川町にとってどういった事業が実情に合っているかをしっかりと調査検討させていただいて、この取り組みを進めていきたいと考えております。

何よりもですね、やっぱり人口減少対策をしっかりとやって人口減少に歯止めをかけなければならないという国、県の方針も出ておりますので、そこはしっかり佐川町としても、遅れることなく取り組んでいきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

1 番（齋藤光君）

ご答弁ありがとうございます。中ほどの方に、年収の中央値についてお話しましたが、150 万程度 30 年弱で、年収が減少している。先ほど、共働きの推進ということ、言葉が答弁の中で出てきましたが、30 年前と比べて共働きの率というのは増えているはず。しかしながら、世帯の年収は減っている。なかなか厳しい状況であるということ、今回の質問にて確認いたしました次第でございます。

今回の質問では、若者世代についての提案が多かったと思いますが、岡山県奈義町でも、高齢者の方から、何でこんなに若者ばかり優遇するんだ。私たちはほっておいて若者ばかり、そういう声が出ているようです。それは確かに高齢者の状況も厳しい。これは間違いなくそうだと思います。

しかし若者の状況もなかなか厳しいものであるというような数字で示した通りでございます。お互い歩み寄って、対立構造にならず

分断が起きないように、お互い歩み寄るような佐川町の政策をしていただけるようお願いしまして、私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で、1 番、齋藤光君の一般質問を終わります。

ここで 10 時 15 分まで休憩します。

休憩 午前 9 時 56 分

再開 午前 10 時 15 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、8 番、下川芳樹君の発言を許します。

8 番（下川芳樹君）

8 番議員の下川芳樹です。

議長のお許しを得て、通告に従い 3 点の質問を行います。

本定例会においても、町政の質を問うものとして、この席より質問をさせていただきます。執行部の皆様には誠意あるご答弁をよろしくお願い申し上げます。

それでは最初の質問です。令和 6 年度一般会計当初予算案の内容について、四つの項目でお尋ねします。まず初めに、町の人口減少対策に関する予算について質問します。

昨年 12 月の定例会で佐川町の人口減少対策及び移住促進に関する空き家活用状況について質問をいたしました。ご答弁の中で、町内の人口を大きく左右する自然増減と社会増減のデータをお示しいただき、今後もわが町の人口減少がますます進んでいくことを確認できました。

第 2 期佐川町まち・ひと・しごと創生総合戦略では人口の移動が最近のまま続くと、2050 年には 7,041 人。2060 年には 5,576 人となる。しかし、総合戦略の四つの基本目標を実現することで、2050 年には 9,540 人。2060 年には 8,922 人となるとの報告を受けました。

基本目標を実施すると、しないでは 36 年後の 2060 年には 3,346 人もの人口差が出ることに驚き、基本目標の実現に向けて努力する必要性を痛感いたしました。この 3,346 人という数字は佐川町で 2 番目に人口の多い斗賀野地区の令和 5 年 1 月末人口 3,099 人をはる

かに上回る人口となります。

12月の質問の最後に、県が県内の中山間地域が活性化を取り戻す指針として、若者の人口増加を位置付けた中山間地域再興ビジョンで2024年度から4年間の行動計画案を示し、4年後の2027年度に県外からの移住者3千人以上。空き家の掘り起こし件数1,590件といった目標数値や、実現に向けた取り組みを期した128項目の内容を定めた、中山間地域で若年女性の人口流出が進んでいることを受け、女性や若者の雇用拡大に向けた方策を盛り込んだとの12月6日付新聞報道を紹介しました。

私からは、人口減少対策は、全国の自治体のみならず、日本国の大きな課題でもある。高知県や佐川町においても、個々の自治体の将来を見据えた人口対策を身の丈に合ったものとして考えていく必要があります、佐川町にとって適正な人口を維持するために、最もふさわしい対策を町民の皆さんと一緒に進めていくようお願いをしたところでございます。

年が明けた本年2月16日付けの高知新聞には、令和6年度県当初予算案に人口減へ積極対応との見出しで、人口減対策を最重点化すると、具体的な対応策が掲載されておりました。県は本気で人口減少対策に取り組む姿勢を示しております。

そこで、先の12月定例会で質問、12月定例会での質問以降、町の人口減少対策について、新年度予算への検討が行われたのか。令和6年度県予算案を活用した取り組みを実行する考えはあるのか、まずこの2点についてお尋ね申し上げます。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それではお答えをさせていただきます。

この人口減少対策に伴います、この県の再興ビジョン、これにつきましては先ほどもお答えさせていただきましたとおり、現在、最終案の方が提示をされているというところで、これまでの間もですね、案が示される都度ですね、内容につきましては、精査しながら協議を行ってきたところです。

ご存知かと思いますが、やはりこれまで中山間地域で行ってまいりました、各種事業、こうしたものの、継続的なものその中での新たな取り組みでありますとか拡充、そういったものがこのビジョンの中でも求められているのかなというふうには感じているところでございます。

事業現状等につきましては、先ほど来ちょっと説明させていただいたところと重複はいたしますが、やはりこの交付金の方につきましては、対象事業といたしまして若い世代の人口増につながる取り組みこういったものに、対象になってきているというふうに感じ取れております。

その中でもですね、これまで行ってきましたこの健康福祉課、教育委員会それからまちづくり推進課、それぞれの事業の方がございますがこれにつきましては、令和6年度、新たにその継続をしながらですね、また新たな方策がないのかそういったところも考えていきたいというふうに思っております。

それからこの県との特に連携という部分につきましては、4年間で上限1億円という交付金の方もございますので、こちらにつきましては先ほどもご回答させていただきましたようにですね、今後早急に関係各課と、協議を進めながらですね、佐川町にとってよりよい事業の方を模索していきたいというふうに考えております。以上でございます。

8 番（下川芳樹君）

はい。ご答弁いただきました。

前回の質問の中でですね、ご答弁の内容の中に第2期佐川町まち・ひと・しごと総合戦略の四つの基本目標、これを実行することによって、これだけ人口減少が軽減できるというか、そういうご答弁の内容だったというふうに記憶しております。

そこですね、今回こういう県を挙げて国を挙げての人口減少対策に取り組む姿勢が明確に示されたこの状況の中で、この四つの基本目標を実現するために、県が行う市町村向けの人口減少対策総合交付金、これをどのように活用されるのか、また現時点では先ほど来のご答弁の中で、まだ新年度予算作成時にすでに計画が出てなかったというふうなこともあって、十分に反映がされていないというふうな状況もお伺いをいたしました。この事業先ほど申しましたその四つの基本目標も含めてですね、補正なり予算の組み替え等、そのような時期がいつごろになるのか、またですね、担当課である、まちづくり推進課の、今後のですね、業務量の増大に伴う担当課の体制強化とか、そのようなものをお考えであられるのか。

そういう部分について、今お答えできる範囲で結構ですので、お答えをいただきたいと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。令和6年度につきましては、次期ですね、第6、6次の総合計画の策定の方もありまして、こちらの計画にも関連してくる内容になるのではないかとというふうに考えております。

この特に交付金、この再興ビジョンの中でこれ为目标達成するためのこの交付金というのが、人口減少対策というふうに聞いておりますので、こちらにつきましてはですね、特に子育てをしている世代世帯、それからこれから子育てをしていこうというそういった世代、そこへの重点的な支援というのは、一定やっぱり考える必要があるのではないかとというふうに思っております。以上です。

8 番（下川芳樹君）

具体的にですね、その四つの基本目標、四つ定められたという目標があるかと思うんですが、その中でどのように反映されていくのか考えがあるのか、また予算の組み替えなり補正なりというふうな考え方があるならば、それが大体いつごろの時期にですね、そういう方向に向かうのか、この辺りも含め、またですね、一番大切な人口減少対策に前面に立って望まれるであろう、まちづくり推進課ですね、課の体制についてもですね、もう一言付け加えてお答えいただければ幸いです。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。すいません。課の体制以外の部分で私の方からお答えさせていただきますと思います。

まずこの再興ビジョンの中の、この柱の中でいきますと、まず柱の一つが若者を増やすというところがありますのでここにつきましてはこういった交付金の方しっかりと活用しながら、見据えていきたいというふうに考えております。

それから暮らしを支えるというのが再興ビジョンの方にありますが、この中ではですね、これまでも行ってきております、集落活動センターでありますとか、あったかふれあいセンターでのこういった地域の事業。それから地域公共交通の促進図ること。こういったところを中心にやっていきたいと。

それから三つ目の活力を生むというところでは、ここも重複しますが集落の活動センターであります但しそれらと地域の伝統行事とかあります。こういったところでもですね、伝統的な事業を継承していくというのがありますのでこういったこともしっかりと残せるよう

な人材の確保。そういったところが必要になるというふうに考えております。

それから最後の四つ目に仕事を生み出すという柱がございまして、こちらにつきましては佐川やっぱり基幹産業であります農業、林業などの一次産業、こうしたところへの支援と、あと県などと連携した企業誘致、こういったところが重要になってくるかなというふうに考えております。

この補正の時期ということですが、県のですね、枠の一次配分的なものにつきましては、拡充等につきましてはどの段階でもというところがありますが、これにつきましては少しでも早い時期にですね、取り組めるような検討の方はしていきたいというふうに考えております。以上です。

町長（片岡雄司君）

下川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まちづくり推進課の人員体制につきましてはですね、まだこの3月定例会終了後に、4月に向けての人事異動をやらなければならないと思っております。それにおきましてやっぱり各課のですね、事業量の内容、とにかく今回の議案に出ささせていただいております税務課町民課の統合というところもあって、デジタルの関係でありますとか、まちづくり推進課におきましては、総合交付金の関係そして町史の編さんでありますとか、総合計画の準備段階のところもあります。

すべての課大変、業務量も増えてきております。新しい新人職員も4月から入ってくるようになっておりますので、その辺の分配を考えながらですね、事業が遅延しないような体制づくりをとってですね、少ない人員で成果を出せるように、頭を絞りながら頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いします。

8 番（下川芳樹君）

はい。ありがとうございます。町長もしきりに今回の議会の中での答弁の中でも、県を挙げて、それから濱田知事もしっかりと前向いてというふうなことでございますので、前回も申し上げましたように、本当に人があって、町が栄える、人は宝でございますので、その人口減少に対してはですね、しっかりした対策を講じていただきたいと、このように考えております。

それでは次にですね、教育委員会予算の人権教育費についてお尋

ねをいたします。

令和6年度の人権教育費は、前年度予算641万3千円から82万9千円と、558万4千円も減額されております。まず、大きく減額された理由についてお答えをください。

特に18節、負担金、補助金及び交付金は前年度27万6千円から、虐待対応研修負担金2千円のみとなっております。

前年度予算化されている高知県人権教育研究協議会負担金1万2千円、子供虐待防止研修負担金1万2千円、佐川町人権教育研究協議会補助金25万円は、どのようになったのか、あわせてご答弁をお願いします。

教育長（瀨田陽治君）

はい。ご質問にお答えをしていきます。

大きな部分が人件費に係る部分です。

まず、教育相談員と社会教育指導員の報酬を厚生年金掛け金費用弁償等がですね、動いております。

本町の学校教育における児童生徒の課題は補導件数が令和2年の1件を除いて、過去10年間ゼロであるということにあらわれておりますように、喫煙シンナー吸引深夜徘徊などの非行から、発達上の偏りや特別な支援の必要な児童生徒の増加、不登校の増加に現れておりますように学校生活になじみにくい児童生徒の増加などに変わってきております。

これに対して専門的系統的組織的に対応するために、平成30年の教育研究所設立以来、教育相談員を教育研究所に位置付け、児童生徒理解カウンセリング、特別支援教育など、現下の課題に対応できる専門性の高い職員を配置しております。

このため来年度の予算編成に際しまして、現状に即して教育相談員につきましても地域支援ネットワーク事業から、本来所管している教育関係、教育研究所の予算に位置付けを移したものです。

次に社会教育指導員につきましては、従前地域支援ネットワーク事業のコーディネーターとして位置付け、子供たちや家庭の支援に当たっておりましたが、教育研究所を設立して先ほどの教育相談員を中心に、健康福祉課とも連携しながら独自の取り組みを充実させていることもありまして、現在は昨年6月議会で坂本議員の新文化拠点の職員体制についてのご質問にお答えいたしましたとおり、社会教育の一環として、PTA活動の支援を行うとともに、新文化拠

点の交流スペースを活用したりしてですね、町民の皆様の様々な学びの活動への助言と支援と、社会教育と学校教育の融合についてと、こういったことの支援を担っております。このためですね、社会教育指導員につきましては、社会教育の指導が本来の業務であるということから社会教育総務費に位置付けております。

次に虐待防止研修会の講師謝礼金と費用弁償につきまして、本町の虐待防止研修会は毎年7月末に教職員を中心とした人権教育夏季研修会と同日にそれぞれ半日日程で開催をしておりました。これは教職員も義務的な研修でほぼ全員が参加しております。

昨今課題となっておりますが教職員のですね、業務改善のために行事を見直しをする中で、各職場の代表からなる人権教育研究協議会職場委員会の要望を受けまして、この人権教育の夏季研修会と虐待防止研修会の内容を合わせた形で半日日程としまして、課題となっております教育機関と福祉分野と地域ボランティアの連携について、県内で公的な講師にお願いをするという方向としましたので、この予算は地域ネットワーク事業には、地域支援ネットワーク事業には計上しておりません。

それから子供虐待防止研修会の負担金につきましては、日本子ども虐待防止学会というのがありまして、この負担金をお支払いをして研修に参加しておりました。

子ども虐待につきましては佐川町は全国に先駆けて、地域全体で見守り支援する佐川町地域支援ネットワークを作り成果を上げてきたところですが、この問題が近年全国的に深刻化したことから、専門的支援によってより効果的に防止する意味から、平成16年の児童福祉法の改正により、要保護児童対策協議会が法定化されました。

さらに同19年の改正により、要保護児童対策協議会の市町村における設置が努力義務となりまして、本町では健康福祉課が調整機関として所管しており、学校関係も参加して成果を上げているところです。

そこで佐川町地域支援ネットワークが参加して、知見を蓄積してまいりました日本子ども虐待防止学会もその内容が、健康福祉課の業務の範囲となっておりますので、教育機関と福祉分野の連携強化の具体策について学ぶという必要が出てきております。

そのため、昨年度同研修会に合わせて全国に2カ所しかない虐待防止の専門機関である西日本こども研修センターあかしが開催しま

した、教育機関・児童福祉関係職員合同研修会、これにもオンラインで参加しましたところ、実際の業務に大いに参考となる内容でした。

そこで今年は教育機関と福祉分野との一層の連携強化を目指しまして、この6年度当初予算案に教育機関児童福祉関係職員合同研修会のオンラインでの負担金を計上させていただいたところです。

次にですね、県人権教育研究会の負担金につきましては、毎年1万2千円支出しておりましたが、佐川町は佐川町人権教育研究協議会を中心に独自の取り組みを実施してきており、実際上ですね、同研究会との関わりはずっとございませんので、6年度予算案には計上をしておりません。

それから佐川町人権教育研究協議会の補助金につきましては、令和5年度の同協議会の会費収入が1人600円掛ける149名で、8万9,400円に対しまして、町からの補助金を例年同様25万円支出しておりまして、さらに前年度15万2,866円を町に戻入した上での繰越が12万4,004円と合わせて、当研究会の収入が計46万3,404円でした。これに対して支出が25万7,647円で剰余金が20万5,757円となる見込みです。これ要するにコロナでですね、ずっといろんなことができておりませんで、お金がたまって戻入しよったということです。

これでですね、来年度会費をいただくとですね、これが30万円近くなつて、またお金が余ってくるということになりますので、このため、6年度は一旦予算案への計上を見送りまして、活動状況を見ながら、7年度の予算案を策定する際に、また検討してまいります。はい。以上です。

8 番（下川芳樹君）

はい。予算の内容それから基本的な考え方に基づいて、予算がそれぞれ予算部分に属したほうがいいというご判断をされて移行されていったというふうな内容については把握できました。

ここですね、この虐待部分に関する予算なんですが、この予算については、基本的に教育委員会の人権教育の中で教育委員会の部署として、これは継続して必要なものであるのか、また法制度が改正されたことによって、虐待部分が健康福祉課の方へ移管されたというふうなことで、セクト的にそういう予算についてはそれぞれ実行力のある担当課の方に配分をしていった方がいいのか、そのあた

りの見解はいかがでしょう。

教育長（瀨田陽治君）

虐待につきましてはですね、学校で発見するということがよくございます。より専門性が必要になって実行力がまた必要と、何かあるとですね、児童相談所が記者会見というあの姿に表れております、権限と責任を伴ってですね、要保護対策児童協議会というものがあるわけで、そこと学校との連携ってのが非常に重要な要素になると思います。

またそれと佐川町の場合は、この佐川町の地域支援ネットワークというものがあって、よき隣人といいますか、ボランティア精神ですね、子供や家庭に関わってくださるとうものがあるって町全体として、この子供を大事にしていくというふう風土といいますか、ありますので、この三者の連携が今非常に重要なものとなってくると考えております。以上です。

8 番（下川芳樹君）

よき隣人と合わせた三者の連携というふうなお話でございました。

ここのですね人権教育に関わる部分なんですが、教育委員会が考えておられる人権教育というものについてはどのようにお考えでしょうか。

教育長（瀨田陽治君）

上手にようお答えするかわかりませんが、人が幸せに生きる権利が人権と、これはもともとあったものではなくて人類の歴史とともに様々な不条理や差別や抑圧の中で、先覚者が高い獲得してきたもんだと、温かい幸せな社会を実現するために必要とされるものは人権感覚と、日々の暮らしの中で身の回りのことから実行し、していくことだと考えております。

この辺りが町長がですね、よく言いますように、人を大切にする町政温かいまちづくりと、こういうことになっていくわけですけども、佐川町ではですね、人権教育研究協議会の前身である佐川町同和教育研究協議会が昭和 38 年に発足して以来、60 年にわたって町人全体でこれ人権教育を進めてきたところです。特に子供たちには大切な人権を引き継ぎ、よりよい社会を実現するという願いを託したいとこう考えます。

そのために各学校で年間計画に位置付けて、発達段階に合わせて確かに人権教育に取り組んでおります。その結果今年度の調査結果

を見ますのに、この子供たちの人権に対する意識は確かに育ってきていると思います。

人、人を大事にしなくてはいけないとか、いじめは絶対いけないんだということに対する肯定的な回答は94%5%小中学校ともありますし、その中でも強くそれを肯定している割合がもう85%ぐらいありますので、意識は十分育ってきていると思います。

また結果として出てくる暴力行為なんかについてもですね、全国平均に比べるとはるかに低い値で行っております。

そういうことを見ますとですね、子供たちの人権に対する意識は確かに育ってきているとこう思います。ただし、この町はですね、いろんな施策も本当に人権を配慮して行き届いた施策をしてくださるし、これも肌感覚ですけども、温かい皆さんが多い町だともう思います。人権のこの意識の高揚につきましては町全体で日頃から、たゆまずに取り組まなくてはいけないと考えております。

このために社会教育の振興も学校教育と同様にこれ重要なものだと考えています。以上です。

8 番（下川芳樹君）

はい、その通りであると思います。

しかし、近年ですね、人権フェスタが年に1回開催をされておりますが、コロナ禍を過ぎた時期でもあって、すぐに人が帰ってくるということにはならないかもしれませんが、以前と比べるとですね、参加者も著しく減っているように記憶をしております。

よりよい人権教育がですね、これまでどおり佐川の人、やさしい素晴らしいそういう人脈ができていることは、やはり学ぶべき機関に、しっかりそのような教育がされていることであろうというふうに思われますので、ぜひこの人権教育についてはですね、引き続きしっかりと実行していただきますよう、お願いをいたします。

それで続きましてですね、虐待対応の主管課である健康福祉課の予算案についてお尋ねをいたします。令和5年度より子ども家庭総合支援拠点が設けられ、すでに虐待対応への取り組みを進められていることと思います。

これまで教育委員会の方で持たれていた虐待対応案件、基本的には地域支援ネットワークへの予算というふうな部分でございしますが、これに代わるものとして、健康福祉課で予算化される予定があるのか、予算化されているのか、なければですねそのない理由とあわせ

て、令和6年度の予算案、また事業の内容について、簡潔にお答え
いただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この虐待防止に係る予算であります
が、先ほどのですね、教育長の答弁でもありましたが、大きくは
人権教育の一環といいますか、そういったところの中での子供さん
のですね、権利を守るという取り組みであります。ですので、いろ
いろ関連がありますけれども、この児童虐待に関する予算について
はですね、児童福祉法の改正があったときに、これは平成19年とい
う先ほど教育長の答弁でありましたが、佐川町においては、これま
で教育委員会の方がやっておりました所管を、平成28年度、こちら
の方からですね、健康福祉課の方に、要保護児童対策地域協議会と
いうところの業務をですね、移管をしております。

そういった平成28年度からですね、そういった予算を取っており
ますんで、この令和5年度を令和5年度にですね、いろいろ拠点を
作ったというところの中で、令和5年度に予算を取ったということ
ではなくて、28年度当時から予算を取っております。この中身につ
きましてはこの地域支援ネットワーク子どもと歩む会というところ
で実際にやっておった業務をですね、引き継ぐ形で年に1回代表者
会やったりとか、あるいはケースのですね、検討、そういったもの
を定期的に行ったり、いうこと、実務者会とかケース検討会という
ものをやっております。

そういう予算についてですね、令和6年度予算については、事業
名としては、子ども家庭総合支援拠点事業ということになりますが、
855万3千円となっています。予算化をしておるというところでご
ざいます。以上です。

8番（下川芳樹君）

健康福祉課については特に新たに子ども家庭総合支援拠点が開設
されたというふうなことで、令和5年からの予算措置ではなくです
ね、それまでの間、28年以降においても予算措置がされながら事業
については推進をされていたというふうなご答弁でございました。

私がですね、今回予算案に、この予算案にこだわる理由といたし
ましては、今から2年前、令和4年3月の定例会での質問に始まっ
ております。質問のきっかけは、平成28年5月の児童福祉法一部改
正に伴い、全国の市区町村は法に基づき、令和4年度中に市区町村

子ども家庭総合支援拠点を設けなければならなくなり、その業務として、子供の虐待対応の充実や強化などを行う機関を健康福祉課に置くこととなりました。

平成9年に発足し、これまで子供の虐待対応などを地域の中で担ってきた佐川町地域支援ネットワークとの連携が、平成16年に先ほど来お話がございました要保護児童対策協議会が法定化された時、また、平成28年まで教育委員会にあった、要保護児童対策協議会の調整機関が健康福祉課へ移行されたとき、また私が令和4年3月に、子ども家庭総合支援拠点に関する質問を行ってから以降も、いまだにですね、十分に調整がされておられない、双方の機能が生かされない状態が続いているというふうに感じております。

行政が主体性を持ち、その責任において遂行しなければならない業務内容がネットワークの関係者の皆さんの中でも十分に理解されていないまま、現在に至っているように思います。

今回の予算案についても、新年度の活動内容や教育委員会、健康福祉課での業務分担が関係者の間で十分に把握できていれば、この場で質問することもございませんでした。

前回の質問でも申し上げましたが、一緒に地域の子供たちを守っていける体制を維持していけるように、お互いの役割を尊重し、理解し合えるように、しっかりと話し合いの機会を作っていただきたいと思います。

行政の組織とネットワークの組織はともに代表者が町長でございます。行政の組織である健康福祉課においては、町職員への業務命令や意思統一このようなことが、十分に図ることができますが、教育委員会に事務局を置くネットワークにおいては、職員以外の町民協力者の皆さんがおられ、業務命令というわけにはまいりません。行政はしっかりと組織間の役割について説明をする必要があります。

全国的にも先進的な活動が注目され、他の自治体においても住民活動の模範として参考となっているネットワークとの連携は、行政にとっても大きな力であると考えます。

毎年開催されるネットワークの総会において、多くの町民協力者参加のもと、しっかりした話し合いができないかなというふうに考えておりますが、この辺りのお考えはいかがでしょうか。ご答弁をお願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

議員おっしゃいますように地域支援ネットワークというのはですね、佐川町の子供を守るというネットワークとしては、本当に全国に先駆けたネットワークでありまして、この平成 28 年度にですね、要対協の調整機関として、健康福祉課に業務移管されてからもですね、様々なご協力をいただいております。

ただ法制度の改正に伴って行政がしっかりとした責任と権限のもとにですね専門性、専門的な研修を受けてこの子ども家庭のですね、虐待防止を図っていくという流れの中での制度の改正の趣旨、内容については、それぞれ健康福祉課、教育委員会ともですね、地域支援ネットワークの関係者にご説明をさせていただいているところであります。

一方で先ほどのですね予算の関係でもあります、そういったところを健康福祉課が業務を主やっている中で、今、地域支援ネットワークのですね、具体的には子どもと歩む会というような形でケースの検討をそちらの方でもされておるという実態があって、これは同じようなことが2カ所で行われているというのはこれはまずいことであるというような中でネットワークと健康福祉課の業務をしっかりと役割分担をして、ネットワークはネットワークとしての機能、それぞれの例えば民生児童委員さん、それから地域の方々、そういったところで子供を見守っていただくというネットワークはしっかりととっていただきながら、健康福祉課の方に情報を共有、提供していただくというような流れになっております。

そういった趣旨も含めてですね、ネットワークの関係者、ネットワークの関係者と言ってもですね、これは健康福祉課が要対協調整機関としてやっておりますが、その支援関係者とほぼ一致をしております。そういった私たちもですね、要対協の代表会であるとかそういったところでもお話をさせていただきますし、それぞれのところでですね再度ですね理解をしていただくように、それから協力をしっかりと行政としてもとっていただけるようにですね、話をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

8 番（下川芳樹君）

はい。特に重要なことはですね、やはり福祉課が虐待対応ということで、担当課としての手腕を振るわれるということは、基本的にはそれでいいのかなというふうには考えますが、やはり妊産婦から

保育園までの乳幼児期については、福祉課はものすごく情報の蓄積、それから技能においてもですね、様々な分野でしっかりとした対応ができると思います。

しかし小学校へ入学されてから、中学生、また高校までっていうふうな学校連携っていう部分についてはですね、やはり教育委員会の力、これが欠かせないものだと思います。

この教育委員会と健康福祉課、それにですね、地域の皆さんが力を発揮していただけるネットワークがですね、上手につながってこそ、本当に今までの伝統である佐川町のすばらしい子供たちを守る機能というのが維持されるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ先ほどお答えいただきましたようにですね、もう一歩歩み寄って、これは双方が理解しあわないかんということが一番大事な問題で、やっぱりお互いを尊重し合う、先ほど教育長が言われた人権教育につながるような部分もあろうかと思います。やっぱりお互いを尊重し合ってですね、しっかり話し合いができるようお願いをいたしまして、この質問は終わりたいと思います。

それでは次にですね、町内5カ所のあったかふれあいセンターで活躍するコーディネーターやスタッフの給与についてお尋ねをいたします。皆さんご存知のようにあったかふれあいセンターの運営は、行政の補助金を受けて地域の法人や任意団体によって行われております。地域福祉の拠点として高齢者等の福祉向上に努めておりますが、近年の物価高騰の中で賃金の目減りもものすごく心配されているところでございます。

今回定例会で、今回の定例会で佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定議案が上程されております。近年の物価上昇に伴う賃金の改定であろうと期待をしているところでございますが、町職員以外のあったかふれあいセンターの職員についても検討がされているのかどうか、もしされているならその内容についてご答弁をお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

町ですね、臨時職員につきましては令和2年度の地方公務員法の改正によって今会計年度任用職員となっております。

給与等ですね、勤務条件の改善が行われておりましたが、あったかふれあいセンターの職員、コーディネーター、スタッフ、こち

らの給与につきましても、同じ令和2年度にですね、初任給の位置付け、それから経験年数による昇給など、独自の運用基準を設け、設けて、賃金等の処遇改善をこれまでも図っております。

しかし、あったかふれあいセンターの職務内容に比べて賃金が低いという声が依然としてあったこと、それから他の市町村のあったかふれあいセンターの給与水準と比べても低く、さらなる給与水準の引き上げというのはですね、ここ数年も課題というふうにとらえておりました。

令和6年度からの会計年度任用職員の勤勉手当が支給されるというタイミングに合わせまして、本町のあったかふれあいセンターの職員につきましても、今回大幅に給与改善を図ることとしておりまして、令和6年度の当初予算に反映をさせていただいております。

具体的にはコーディネーターの初任給の基準、こちらについて現在行っている職務内容に照らして、町の会計年度任用職員における保健師相当、これは5年未満の経験年数を持つもの、こちらの号給に位置付けをしました。

またこれまで支給がなかった期末勤勉手当についても、町の会計年度任用職員の支給月額、支給月数の2分の1、これに相当する月数をコーディネーター、スタッフともに支給をすることといたしました。加えましてスタッフの初任給については、町の事務補助の号給の相当として令和2年度に金額を設定をしたまま、その後ですね人事院勧告によるベースがアップがあっても、据え置きとなっております。そうですけれども、令和6年度からは、ベースアップ分もしっかりと反映をして、給与月額を設定することにしております。

その結果ですね、あったかふれあいセンター職員の年間給与は、令和5年度より大幅に引き上げられることになります。5カ所全体では1千万円を超えるような大幅な人件費の増額となっております。

ただ、財政的には影響は大きいですが、あったかふれあいセンターの役割、それから重要性に鑑み、そしてますますこういった役割が大きくなるということから、人材確保の観点からですね町として判断をして、予算案に計上しているところでございます。以上です。

8 番（下川芳樹君）

はい。大変ありがたいお話を伺うことができました。この度ですね、介護保険料の改定という案件も出ておりまして、基本的に300

円安になるというふうなお話を伺っております。

日頃ですね、高齢者対応の中でやはり健康増進、フレイル予防、そのような取り組みがしっかり行われていることによって、こういう全体的な高齢者の住みやすい環境整備というふうなものができつつありまた、行政が行う保健事業においてもですね、自己負担を軽減する、そのような活動にもつながっているように思います。

今回のご決定は本当に英断の決断であろうかと思いますが、大変ですね、地域の人材として重要な役割を果たしておりますので、本当にありがたい、このように申し上げたいと思います。

それでは次にですね、予算案の最後の質問です。当初予算案に関する質問の最後に、食品加工業継続支援事業についてお尋ねをいたします。平成30年の食品衛生法改正により、漬物製造業をはじめとする6業種が営業許可業種に位置付けられ、営業許可取得のための施設整備に補助金制度を創設することが、地域の伝統、創設することですが、地域の伝統的な食文化の一つである大根の漬物もこれに含まれています。

たくあんなどを地域のはちきんや道の駅で出品している生産者の皆さんからは、補助金をもらっても施設を作る場所がないなど、それから高齢でいつまでもやれるかわからない、せっかくいただいてももったいない。このような声も上がっております。

行政からですね、ぜひ国に食中毒のリスクの少ないたくあんなど、営業許可業種から外してもらえよう要請ができないかとの提案でございます。同じ声は県西部の幡多地域からも聞こえているようで、県内はもとより、全国にも同様の声が広がっているように感じてなりません。ぜひ他の自治体と連携をされてですね、国への働きかけをよろしくお願い申したいというふうに考えますがいかがでしょう。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは下川議員のご質問にお答えいたします。

食品衛生法の改正につきましては、食中毒によって改正されてます。その原因とするものは、浅漬けのものということになっておりました。

ただ、今回の公衆衛生法の改正により、漬物というものがすべてひとくくりになっての改正ということで、公衆衛生の見地から、より安全な食品を確保するために法改正されたものになりますので、規制緩和していくということについては、なかなかハードルが高い

厳しいものであるとは感じておりますが、製造されている町民の方のご意見でございますし、下川議員がおっしゃられましたように、全国的に起きている問題かと思いますので、緩和の可能性も含めて、まずは県には相談してみても、一体的な要望もできないかというところは相談していきたいと考えております。以上です。

8 番（下川芳樹君）

ぜひですね、県ともご相談をいただいて、全国的な動向も見ながらですね、一声提言をしていただきたいというふうに思います。

本当に道の駅とか、それから良心市で販売されているおばあちゃんが作ったたくあん漬物、本当に個性があって、昔の伝統も引き継いだ、素晴らしい味となっております。これを守るためにもですね、ぜひ一声掛け、またよろしく願いをいたします。

続きまして2番目の質問です。バイカオウレンの群生地をつなぐ観光振興についてお尋ねをいたします。

昨年12月の定例会で朝ドラらんまん終了後の観光振興について、町の計画をお尋ねしました。11月頃より観光客が落ち着いてきた中で、今後においても、様々な計画をしているとのお答えで、1月下旬から3月上旬までバイカオウレン群生地3カ所を周遊できる観光、3月下旬からは桜の花見、4月には牧野博士の生誕祭、また牧野公園の四季を通じた山菜、山野草の周遊、道の駅と上町をつなぐスタンプラリーなど、このような計画をお聞かせくださいました。

加茂地区では今年の1月27日から3月3日までの37日間、バイカオウレン花まつりを実施いたしました。この間、5千人を大きく上回る見学者が北海道から九州まで、全国よりお越しいただきました。らんまん効果で初めて来られた方も少なくないのですが、毎年訪れていただくりピーターの多さに驚いたことでした。

加茂地区のバイカオウレン見学会は、平成23年から本格的な取り組みを始めました。すでに14年の歴史があるわけですが、コロナ禍の時代でも、見学者の数は変わることなく、毎年2千年、2千人前後が訪れていただいております。

去年はらんまんのドラマ放送前であって、なおかつコロナの関係でPRも何もない。そのような状況の中でも、3,300人以上の方が訪れておられました。

今年の取り組みでは12月定例会でのお答えどおり、町よりシャトルバスの運行や群生地をつなぐツアーの計画を実行していただき、

駐車スペースの少ない集落活動センター加茂の里では大変助かりました。

一昨年から、見学者の駐車スペースを確保するために、加茂小学校の西隣に臨時駐車場を開設して、対応に努めておりますが、今後この駐車場でのこの駐車場用地の利用が望めない状況があります。駐車場問題が最大の課題であることから、今後においても、町のご協力を期待しております。

さて、今年から始まった群生地をつなぐ取り組みの実施を受けて、加茂地区以外の群生地である牧野公園や他の西山地区にも足を運び、それぞれの状況を確認してまいりました。牧野公園は、インフラの整備も行き届き上町周辺の観光とあわせて満足いただける環境であります。斗賀野西山地区は、駐車スペースも小さく、群生地の管理にも苦勞されているように感じました。加茂地区を含めた、斗賀野西山地区のインフラ整備、例えば、駐車スペースの確保であったりとか、これに代わる交通手段の確保、看板や標識の設置、群生地の保全活動への支援、このようなものを、地域の観光活動だけではなく町の観光資源の一つとして、行政にお手伝いいただけないでしょうか。

まちまるごと植物園構想は、地域の住民組織と協力協働することで、大きな観光資源としてらんまんの後の観光に寄与するものだと考えます。四季を通じた佐川の植物を愛するリピーターを増やすことで、牧野博士ゆかりの地の継続的な観光人口を生み出すことができます。見学にこられた皆さんは少なからず町内で食事をしたり、土産物を買ったりと経済活動にも寄与していただけます。

ぜひ、行政による群生地への支援、このようなものについてもですね、併せて考えていただきたいと思います。ご答弁をお願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。

下川議員もおっしゃられましたようにこのらんまんの放送終了後、初めてのバイカオウレンの開花の時期を迎えたわけですが、その牧野公園、加茂地区、これまでの群生地に加えまして、斗賀野西山地区の方でもですね地域の住民の方の皆様によって、こういった群生地の方が整備をされまして、大きなにぎわいを見せてきたところでございます。

その支援の部分になりますが、現在ですね集落活動センターを中心に、各地区の方ですね地区の資源を生かしながら、あと地域の思いを実現するためにはいろんな様々な取り組みのほう行っているところでもあります。

例といたしますと、集落活動センターの方がですね、地元の方とお話をされまして先ほど下川議員もおっしゃられましたように土地をお借りして臨時駐車場としてですね、活用いたしまして、こういったイベントに備えるでありますとか、あとまた黒岩地区の方ですね、案内看板の設置しまして黒岩のスカイライン活用するなど、こうしたことに対しまして柔軟なところがですね、地域の方でできてくるのではないかというふうに感じております。

また担当課といたしましては集落活動センターのですね、担当の方、配置しておりまして、地域の方の思いや意向などをお聞きいたしましてできる限りですね方法ともに考えまして支援の方をこれまでも続けてきたところでございます。

それぞれの地域中での魅力がですね地域の皆様のそれぞれの力のおかげでこれまで作られてきたということは十分に実感の方しているところでございます。町としましても、引き続き集落活動センターや地域の皆様のご意見をお聞きしながらですね、地域の課題に対しましてともに考え、支援の方は継続していきたいというふうに考えております。

また令和4年度、5年度に実施の方をいたしました牧野富太郎顕彰事業の補助金につきましては、来年度、補助額の方は下がりますが計上しておりまして、また新たな制度設計の方もしておりますので、ぜひですねこういった補助金の方も活用していただきながら地域のイベントが継続発展し、元気なまちづくりにつなげていきたいというふうに考えております。以上です。

8 番（下川芳樹君）

はい。令和4年からの事業、また来年度においても事業予算については確保しているというふうなお答えをいただいております。

私の方が申し上げたいのはですね、ハード整備によって、例えば道の駅であったりおもちゃ美術館であったり、このようなものに対して、やはり公共投資をしながらですね、経営運営をしてなるべく地域の皆さんに経済効果が波及するようにということで、大きいお金を投資するわけなんですけど、今後の取り組みの中でやはり牧野博

士と佐川の植物、これを上手に活用する手はないのかなというふう
に思います。バイカオウレンに限らずですね、四季を通じて楽しむ
。そういう地域を十分に掘り起こして、その上でですね、地域の
皆さんの協力はもちろんなんですが、行政としてそういう観光施設
にお金を投じるのと同じように、その地域の部分にソフトとしてで
すね、支援をしていく。また関係機関を上手につないで、よりよい
環境の中で活動ができるように、そういう取り組みを後押ししてい
ただきたいと、このように考えております。

先ほど申しましたが、リピーターがずっとこられているという
ことで、結局加茂地区においても、去年は3,300人をはるかに超え
てました。今年はそのドラマの影響もあってですね、5千人を大き
く超えるという格好になってるんですが、継続して、過去を振り返
ってみますと、やはりリピーター多いんです。ものすごく。毎年見
に来てくれます。そういう方をやっぱり増やしていくことでですね、
続けて、佐川の方に交流人口を引き込んでいく、こういう取り組み
に大きくつながるんじゃないかなと。

ぜひですね、集落活動センターを基盤にして事業を行っている組
織もありますが、地域との連携っていうものもですね、行政の方か
ら後押しを一緒にしてあげてですね、観光の一つのどういいますか
ね、手段の一つとしてぜひ有効に活用していただきたい、このよう
に思っておりますのでよろしく願いをいたします。

それでは3番目の質問です。佐川町における震災後の対応につい
てお尋ねをいたします。

はじめに、本年元旦に発生した、発災した、能登半島地震で多大
な被害を受けられた皆さんに、心よりお見舞いを申し上げます。

不便な避難所生活を余儀なくされている皆さんや、いまだに地域
のインフラ復旧が進まない状況を見るに決して他人ごとではない危
機感を感じております。今回は地震災害に関する質問が多く議員
さんより出ていることから、重複する質問をなるべく避け、避難所
の対応、飲料水の確保、自主防災組織の育成についてお尋ねをいた
します。

まず初めに、避難所対応についてお尋ねします。令和6年2月5
日付の高知新聞に避難所女性配慮欠くとの見出しで記事が掲載され
ておりました。大規模震災の避難所で、女性や妊産婦、乳幼児が安
心して暮らせるようにするための配慮がなおざりになっている。内

閣府の調査では、全国の自治体で、女性や妊産婦、乳幼児に必要な備蓄が不足している。そもそも防災部署に女性職員がほとんどいない実態が明らかになり、専門家は緊急対応は男性の仕事という認識を根本から変え、ニーズを丁寧に酌み取るべきだと指摘をしている。このような内容でございました。

能登半島地震の避難所となった石川県珠洲市の宝立小中学校では、発災当初、女性用の下着や生理用品が他の物資と同じように並べられていた。現在は別の部屋に保管しているが、女性スタッフから店舗や家でも人目につかないようにしているものを、誰でも手に取れる場所に置いておくのはどうかとの意見が出るまで見落とされていました。別の避難所にいた女性は下着の備蓄がないため、しばらく紙パンツを着用、せめて布製のものをと頼んだが聞き入れられず、道路の開通に合わせて他の避難所に移った。

避難所には女性スタッフも多いが、トップは男性である、男性であり、要望を伝えても実現しない。更衣室を設けて欲しいとの要望にも、運営責任者の男性から段ボールの仕切りがあるので、しゃがめば着替えはできるのではないかと言われたなどの直近の報道もございました。

日本はこれだけ幾度となく大きな震災を経験してきたにもかかわらず、避難所でいまだ解決されていない課題の多さに驚いたことでした。そこでお尋ねをいたします。2022年12月末時点で行った内閣府の調査によると、全国1,741市区町村で、防災危機管理、危機管理部局における、において、女性職員を配置していない自治体は61.1%。高知県では41.2%であるとのことでしたが、佐川町では防災部署に女性職員の配置は行われているのでしょうか。配置の状況を踏まえて、今後の考え方などがあればですね、併せてお聞かせいただきたいと思います。

総務課長（片岡和子君）

下川議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

防災部局に女性職員が配置されているかどうかというご質問でしたが、詳細な資料についてはちょっと私ども、手元にございませんが、以前には女性職員が危機管理対策室の方に在籍をしていたこともあったようには、記憶をしております。

さらに現在は私が課長という職で危機管理室の方も、言葉はどうか分かりませんが、総括するような担当にはなっております。今後

につきましても、先ほどの能登半島地震の避難所の例を、女性視点での避難所の運営とかが必要っていうことも踏まえまして、可能性はあるのではないかとはい思います。以上です。

8 番（下川芳樹君）

可能性があるのではという言葉のつながりがよく理解できませんでしたが、課長がそのまま防災部局の統括としておられるので、今後についても、そういう部分についてはしっかり目が光らせるよっていうふうな意味合いなのかどうなのかちょっと、もう今一度お答えください。

総務課長（片岡和子君）

失礼しました。曖昧な表現になっていたかと思います。人事に関することですので、配属はちょっと私の判断ではできないところではありますが、女性にしる男性にしる、危機管理部門の方に配属になることは可能性として、職員であれば同様にあると、そういう考えで先ほどのことを申し上げた次第です。ですので、何か。です。でどの職員でも可能性があると。男性女性を問わずに、可能性はあると、そのように理解をいただけたらと思います。

8 番（下川芳樹君）

ちょっと理解ができません。すいません。先ほどの質問はですね、基本的に女性に対する配慮とか、そういう部分が著しくまだ十分に補完されていないというふうなことで、その部門に女性という女性の職員を配置していただきたいというのが基本的な趣旨でございますので、よろしくお願いします。

町長（片岡雄司君）

下川議員のご質問にお答えさせていただきます。

危機管理の方に女性の配置ということですが、今現在先ほど総務課長の方から答弁がありましたが、危機管理室、現在は男性3名の方で対応させていただいております。その統括として総務課長がいるわけですが、能登半島地震クラスの地震が来るとですね、男性女性問わず職員が全員で対応していかなければならないと、その中で女性に配慮した職員、いろいろ各班がありますので、そういった意味で避難所の部分でありますとか、いろいろ作成しておりますのでそういった部分に女性も当然配置関わりますので配置しておりますので、改めてですね危機管理の方に女性を置いてということは、現在のところは考えておりませんが、今後そういった意味で人事異動

も伴う、伴いますので、そういったところになってくるかもわかりませんが、まだその辺はぜひ考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

8 番（下川芳樹君）

はい。町長の方から考えていただけるというふうなことで、基本的にはですね、男性中心の考え方で避難所が運営されることがないように、しっかりとそれをサポートできる周りの人間がおられると、このようなことが一番重要ではないかというふうに思います。

それでは次にですね、町の備蓄状況についてお尋ねをいたします。地震などの災害時に避難所生活を送る女性や妊産婦、乳幼児向けの用品について、全国の自治体で備蓄が進んでいないことが、内閣府の調査でわかりました。2022 年度末の時点で、離乳食を備蓄していたのは、全市区町村の 14.3%。妊産婦用の衣類は 0.5%で、調査対象品目、これは 20 品目なんですけど、この 20 品目のうち 16 品目で 30%を下回ったということでした。

女性妊産婦向けの用品は、生理用のナプキンを備蓄している自治体、このような自治体は 82.5%に上る一方で、女性用の下着、先ほども触れましたが、女性用の下着は 11.9%。避難所での様々な性犯罪、このようなものを防止するための防犯ブザーであったり、ホイッスルは 6.4%、妊産婦用の衣類と下着はいずれも 1%未満でした。

乳幼児用品では、粉ミルクまたは液体ミルクが 72.5%だったのに対し、生後半年ごろから必要となる離乳食は 14.3%にとどまっております。乳幼児が頻繁に取りかえる、紙おむつは 66.9%、おしりふきは 26.1%で、これについてもですね、常備してない自治体も多いというふうな内容でした。

女性視点では、女性視点でないと考えが行き届かない備蓄品もあり、防犯部署の女性職員の配置も関連する内容となることですので、現状のですね、備蓄内容と、今後ですね、先ほどの質問内容を踏まえて、どのような検討をされ、お考えを示していただけるのか、ご答弁をお願いいたします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

現在の備蓄状況になりますけれども、液体ミルクの方は備蓄の方がありますが、全国的に見ても、備蓄品の方が進んでいない、女性用の下着であったりとか、それから離乳食であったりとかいったも

のについては、当町ではまだまだ進んでない状況になっていると思います。

今回本当に能登半島の地震を受けて、そこから学ぶべきこともたくさんありますので、備蓄品の方も、今一度、点検の方を進めてまいるようにしたいと考えます。以上です。

8 番（下川芳樹君）

はい。検討よろしくお願ひしたいと思います。

特にですね、子育て支援というふうなところがメインになっております。先ほど申し上げましたように、子供さんに対する配慮特に、新しく生まれてくる子供さんをしっかり守っていかないかと。こういう部分についてですね、また今後に引き続いてしっかりとご検討いただきたいというふうなことをお願ひ申し上げまして、この質問については終わりたいと思います。

次にですね、飲料水の備蓄についてお尋ねをいたします。能登半島地震では、地震発災から2カ月以上経過した現在においても、上下水道の復旧がままならない状況も見られております。液状化現象が起りやすい地域性もございますが、当町においても水道水の復旧が完了するまでしばらくの期間を要することが想定されます。

また給水所の給水車が稼働するまでも、道路状況の整備であったりとか、飲料水の確保等でですね、これも少なからず時間がかかります。避難所となる避難施設において、飲料水や生活用水をそれ、それまでの間確保する必要が生まれてきます。

そこでお尋ねをいたします。発災からですね、水が供給されるまでの間、避難所などで必要な水の確保についてどのようにお考えを持たれているのか、お答えをお願いします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

昨日の議員の坂本議員のご質問にもお答えをさせていただいたところですが、指定避難所の方には想定避難者数の1日分の水の方の備蓄を公的備蓄を行わせていただいております。

そして個人さんにおかれましては、3日以上の水の備蓄の方もお願いをしているところでございます。下川議員がおっしゃいますように、水は飲み水だけでなく生活用水としても大変必要になってくるものかと思っております。そういったところで災害時用に自主防災組織さんとして、公民館の倉庫などに水の方を備蓄をしてくだ

さっている自主防災会の方もいらっしゃるんじゃないかなとは思いますが。

また坂本議員からは、浄水器のご提案の方もいただいております。昨日の答弁と重なりますけれども、こういったご提案であったりとか、能登半島の教訓など学びながら、佐川町としてどのようにその水の対策をしていくか、しっかりと検討させていただきまして方針の方を立てていきたいと考えているところでございます。以上です。

8 番（下川芳樹君）

はい。備蓄の内容についてお伺いをいたしました。一日分においては、避難者数に対応できる水を確保できていると。3日分については、各個人がしっかりそのようなものを確保していただけるように、ご指導なりをしているというふうなことでございます。

私の方からはですね、先ほど総務課長がおっしゃいました、地域の自主防災組織が活躍する公民館にですね、やはり1日分、例えばその避難所に置かれている水の1日分、そういうものを上手に保管ができるような制度についてもご検討いただきたいなど。地域で一番最初に集まるのはおっきい公民館、大きい体育館とかそういう避難所の前にですね、公民館の方にまず集合してですね、それからそれぞれ動きが流れが変わってくるんじゃないかなというふうに思います。そういうことも含めて、ぜひですね、地域の自主防活動の一環でですね、公民館の方にもぜひ水の備蓄をお願いしたいかなと。

それとですね、地域にある井戸です。以前にも話題に上ってりましたが、地域に有効に活用できる飲料水として活用できる井戸がある地域がたくさんございます。そういうものをですね、事前に調査をされていて、その井戸水もですね、上手に活用できる方法についてもあわせてご検討いただいたらなど。いうふうに思います。

事前の調査が必ず必要ですので、そういう時には地域の自治会なり自主防なりにですね、調査についてご依頼をいただいてですね、いざとなった時に、この井戸水は使えるぞっていうふうな形の場所がある程度確定できればですね、利用ができるんじゃないかなというふうに思います。

それではですね、最後に自主防災組織の育成についてお尋ねをいたします。町内の自主防災組織は各自治会単位で整備が進み、整備率も非常に高いことは承知しております。しかし近年においては、組織はあるが、十分に活動ができていない自主防災組織もあるよう

に聞いております。いつ起こるかわからない災害に対応するためにも、日頃の訓練や地域の連携を深めるためにも、各組織へ行政より働きかけを行うべきだと感じます。

地域の安心安全はもとより、お互いの助け合いによって、地域福祉の向上にもつながってまいります。毎年、すべての自主防災組織に指導や訓練を働きかけることは困難だと思います。

行動計画、例えば一つのマニュアルであったりとか、活動計画、目標、そういうものをですね、具体的な訓練内容、そういうものを示して具体的な訓練内容を実行してもらえるように、学校区単位でですね、代表者の皆さんに研修をなさってみてはいかがでしょうか。

また加茂地区なんかでもやっていますが、地区民運動会でたくさんの住民の皆さんが集まれる時に、少しお時間をいただいてですね、そういう防災、指導、防災研修みたいなものを、皆さんの前で行うというのも一つの手じゃないかなというふうにも思います。

ぜひですね、いざという時に活動できる自主防災組織を目指すならばですね。日頃からの訓練っていうものに意識づけをし、そのことについてですね、地域の中で実行できる、そういう啓蒙啓発を行っていただきたいと、このように考えますがいかがでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

はい。自主防災組織の活性化というところかと思います。

確かに現在、自主防災組織、昨日もお話しさせていただきましたが、活動の方をされている自主防災組織もございますけれども、コロナウイルス感染症の影響を受けて、少し活動の方が低迷しているという現状もあるのが事実でございます。

町の方では、指定避難所の運営訓練の方を今一通りやらせていただきましたして、そういったことも継続してやりながら、自主防災組織の活動の定着化ができればと考えているところですが、また繰り返しますが、昨日もお話しさせていただきましたが、何かこう楽しくみんなで協力しながらやってみたい、やってみよう参加してみよう、そういった取り組みも必要となってくると思います。

今下川議員さんからご提案のありました、地区民運動会での防災の研修の時間を取ってっていうお話も、楽しいことのひとつになってくるのではないかと考えるところであります。

いろんなことを考えながら、自主防災組織の方とも相談をしながら、どんな取り組みができるのか、相談して実際やっていけたらい

いかなって思っておりますので、ぜひ今後ともご提案等よろしく願いしたいと思います。ありがとうございます。

8 番（下川芳樹君）

はい。ありがとうございます。つい先週ですか。加茂地区の横山の自主防災組織の研修に参加をさせていただいてですね、半日間の研修をしたわけなんです、地域の皆さんの半分以上の住民の皆さんが参加されてですね、決められたルールに従って訓練をし、最後は自炊といいますか、そこで炊き出しを行ってですね、皆さんと一緒に炊き出しを囲んで、地域の将来のことについて話をしたというふうな流れでございました。

皆さん本当に楽しそうにですね、参加をされて、活動に生き生きとした、先ほど総務課長が言われたように楽しく笑顔で、地域の連携も十分に深まるようなそんな取り組みでした。

今横山地区なんかその活動を継続してるのが、3年間活動を継続するとですね、自主防組織に補助金がありと、もう3年間がなかなか肝になってまして、3年間一生懸命、やっぱり補助金もらうために頑張ります。こういうのもね一つ大事なことはないかなと、いうふうに思います。

ぜひ先ほどお答えいただいたようにですね、本当に皆さんが楽しんで笑顔で参加できる楽しい訓練になりますようお願いをしたいと思います。

それではですね、最後に、議会における私たちの質問、提言に対応されるために定例会ごとに答弁書を作成されている執行部の皆さん、大変本当にご苦労さまでございます。

答弁された内容を実現してこそ、佐川町の新しい未来が開けてまいります。

役場職員の皆さんが元気で明るく仕事に励んでいただいてこそですね、前向きに進んでいくんじゃないかなとこのように思います。

ぜひですね、新年度から機構改革についても、提言がされていると。また、人事配置についてもですね、検討されるということでございますので、様々な課題がですね、楽しくスムーズに解決ができるような、そういう役場の機構を目指して、町長を筆頭に頑張りたいというふうなことをお願いいたしまして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で 8 番、下川佳樹君の一般質問を終わります。

ここで、1 時 30 分まで、食事のため休憩します。

休憩 午前 11 時 38 分

再開 午後 1 時 30 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、6 番、宮崎知恵子さんの発言を許します。

6 番（宮崎知恵子君）

6 番議員の宮崎知恵子でございます。議長のお許しをいただきまして、三つの質問をさせていただきます。

一つ目の質問でございます。

まず、佐川町の社会保障についてお伺いをいたします。

国民健康保険特別会計現状をお聞かせいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

町民課長（山本壽史君）

はい。宮崎議員のご質問にお答えいたします。

本町の国民健康保険特別会計歳出予算で見えますと、約 75%、療養給付費、療養費、高額療養費などの保険給付費が占めております。この保険給付費、県下的に見えますと、高齢化や医療の高度化などによる原因によりまして近年増加の傾向にあります。

本町におきましては、平成 25 年と令和 4 年度を比較してみますと、この 10 年間で被保険者数は約 900 人減少しておりますが、1 人当たりの保険給付費が 10 万円以上増加しているため、保険給付費全体としてはわずかではありますが、県下と同じように増加の傾向にあります。

また、国保加入者の 65 歳以上の占める割合は、令和 4 年度末では 52.8%、10 年前の平成 25 年度末の 40.7%よりも 12.1 ポイント増加しております。年齢構成も高くなってきております。そのため医療費も上昇してきているのが現在の状況でございます。国民健康保険制度は、社会保障や共済組合の被用者保険と比較しますと、年齢構成が高く、医療費水準が高く、所得水準が低い、保険料負担率が高いなど、構造的な問題を抱えており、特に高知県におきましては、人口減少や高齢化が進んでいるため、全国と比較しましても非常に

厳しい運営状況となっております。

先日、宮崎議員にもご出席いただき、開催しました国保運営協議会におきまして説明をさせていただきましたように、本町におきましては、ここ数年は黒字で運営ができておりますが、今後は人口減少、高齢化に伴って、小規模団体で見られる、財政運営の不安定化を招くリスクが高くなり、急激な保険料負担の増加が起こる可能性もあります。

これらの課題に対応するため、高知県では令和 12 年度に県内の国保保険料水準の統一を目指すこととなりました。

県内のどの市町村に住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料とすることで、被保険者の方々の公平性を確保し、また、県全体で一体的に運営することで、国保運営の安定性の確保、安定性も確保していくことができるようになります。

以前報道、新聞報道されましたように、試算によりますと、県下の市町村のほとんどが統一に向けて、保険税率を上げていくようになりますが、単独で運営するより急激な保険料負担の増加が起きにくくなり、被保険者の方々にとっても安心していただけると考えております。

本町におきましても、令和 12 年度の保険料水準の統一に向け、今後 6 年間で調整を行っていくこととなりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。人口減少と高齢化が進む中で、大変厳しい運営状況になっているということがわかりました。

国保事業の運営をしていくために、令和 12 年度の保険料統一に向けて、今後 6 年間で調整していくということでございますよね。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えいたします。

将来的な国保料負担の増、増加の抑制に向けまして、本町としましても、特定健診受診率の向上への取り組みを受診するなど、医療費の適正化に努め、令和 12 年度の保険料水準統一に向けて調整を行ってまいります。以上でございます。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございました。

そこで一つ目の提案でございます。茨城県の水戸市では、令和 2

年4月から健康都市宣言を掲げております。

人生100年時代を迎えるにあたりまして、生涯を通して、心も体も健康で、子供から大人まで自ら進んで健康的な生活習慣を身につけ、自ら生きがいを持って、みんなで声をかけ合い健康づくりに取り組んでおります。

そこで、佐川町でも幸福都市宣言を掲げ、私は幸福ですと、多くの人がいえる笑顔あふれる元気なまちづくりを目指し、社会保障費の歯止めをかけてはいかがでしょうか、ということを提案いたします。

まとめてお答えをいただいたら、いいかと思いますので、二つ目の提案としまして、NPO法人フレイルサポート仁淀川の事例でも、住民主体で健康づくりを進めております。フレイル予防を提案したいと思います。現在、日本の政府が医療費に支出する費用は、年間50兆円に到達しようとしております。2025年には国民の約3人に1人が、65歳以上で、約5人に1人が75歳以上になるという計算でございます。私もその1人でございますけれども、佐川町でも町民への財政負担がかかってくることは明らかでございます。

全国でもいろいろなアイデアを通して、フレイル予防に力を入れる自治体が多く、高知県内のイベントや体験会などでも実践されております。

フレイルとは、健康な状態と要介護の中間で60歳前後が、前後から増え、80歳では3、4割を占めております。フレイルとは、身体的な運動器の障害で、移動機能が低下し筋肉が衰えることでございます。また、精神的身体的フレイルとは、高齢、高齢により、定年退職やパートナーを失うことで、うつ状態が軽度の認知症の状態でございます。また、社会的フレイルとは加齢に伴って社会とつながりが希薄になるということで生じます。これらの点で、高齢者が気楽にできるフレイル予防を推進し、イベント等開催することはできないでしょうか。

フレイルには可逆性という特性がありまして、予防に取り組むことで、進行を緩やかにし健康を取り戻す、戻した状態に戻すことができます。

国の方でも2020年あたりから、75歳以上の後期高齢者を対象に、フレイル予防を重視重症化予防に組む着目した、フレイル健診を開催しております。厚生省でもフレイル状態になっている、いるかを

チェックするため、後期高齢者の質問票を 2020 年に導入しております。

2023 年 7 月の 25 日の高知新聞記事に、加齢に伴って心身の機能が低下するフレイル予防につなげようと、大月町の弘見の町農村環境改善センターで、短大生が考案した早口言葉のゲームを町民 30 人が楽しんだという掲載がありました。また、今月には県福祉協議会で、テレビゲームの腕前をスポーツとして競い合う e スポーツを、高齢、高齢者の健康維持に向けて、高知市内で初めて開催しております。今、頭を使うゲームや e スポーツには、海外でも注目をされております。高齢者にゲームをしてもらった後、認知症機能テストでスコアが上がる効果も見られているようでございます。

それ以外も、ダンスや体操を取り入れることによって、地域の盆踊りなどを自治体としても活用をしているようです。

これらを踏まえて、佐川町でも、今後こういう取り組み、取り組みの機会を増やすことが必要だと思いますが、行政としてどのように考えますでしょうか。まず一つ目の幸福都市宣言について伺いをいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

宮崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

佐川町ではですね、総合計画、それから健康増進計画、そういった計画に基づきながら、一人一人が自分らしく楽しみながらまちづくりで健康づくりに取り組んでおります。

佐川町の町民性としてですね、自分の住んでいる地域とか、あと所属している団体、組織に愛着を持っている方が多くいらっしゃるというふうに感じております。そういった意味でですね、佐川町の幸福度っていうのは高いというふうに私も考えております。

今後ともですね、こういったポジティブな町民性、こういったものを町民と町民の皆さんとですね、共有をしながら、議員提案のですね、宣言というものは今時点では考えておりませんが、楽しみながらですね、健康づくりというものを進めることで、一層の医療費の抑制、こういったものにつなげられたらというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。

佐川町は本当に前向きな取り組みで頑張っていると思います。

そこで町長にお伺いしますけれども、やっぱり旗を立てるということは大事なことで、ひとまとめにして、幸福宣言都市宣言をしたらいかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

先ほど健康福祉課長の方からも答弁がありましたが、総まとめにして幸福都市宣言ということは、今のところ考えておりません。やはり町民性の、このポジティブな町民性をですね、町民の皆さんと共有しながら、一層の医療費の抑制に抑えられていくことの中で、健康づくりを進めていきたいと考えておりますので、本当に私自身町民の皆様が一つでもですね、幸福になっていただけるような取り組みを進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。わかりました。

それでも束ねるという意味ではこういうことが宣言する、するということは大事なことでと思いますので、前向きにこれからも検討していただきたいと思います。

二つ目のフレイル予防についてですが、佐川町の福祉の方ではどういうふうにお考えでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この佐川町でのフレイル予防、それから介護予防含めてですけれども、この取り組みについては長くですね、100 歳体操に今積極的に取り組んでおります。現在は 36 のグループ活動と一つの拠点活動で、毎週 1 回程度行っております。

ご存知の方も多いと思いますが、手首とですね、足首に重りをつけて、ゆっくりと手足を動かすことで足腰の筋力を強化する、このいきいき 100 歳体操、これに加えて最近では食べる力、飲み込む力をつけて、お口の働きを向上させる、カミカミ 100 歳体操というのあわせて行っております。

また、フレイル予防、それから介護予防の普及啓発、これの一環として、あったかふれあいセンターや地域のグループなどと連携をしまして、20 項目程度の質問に答えることで、自分自身のフレイルチェック、虚弱の状況、こういったものを行ってその結果をもとに理学療法士さん、専門的なアドバイスを受けられるような取り組み

も佐川町の方では行っております。

町としてですね、フレイル予防に特化した予算というものは組んでおりませんが、年齢を重ねても元気で自分らしく生活ができるための取り組みに係る経費としては、介護予防の特別会計の一般介護予防事業というのがございまして、これで予算化をしております。令和５年度の予算としては５８８万ということになっております。

議員ご指摘のですね、いろいろな取り組みのことでございますけれども、仁淀川町のですねＮＰＯ仁淀川さんのですね、取り組みについても、実は佐川町の方でも令和２年の２月に現地視察に行っております。行って取り組みの方も視察をさせていただきました。情報を収集して、実施に向けた検討した契機が、経緯があります。

結論としてはですね、佐川町では先ほど申しました、地域で介護予防の取り組みとしては１００歳体操が根づいておるということで、仁淀川町のような地域ぐるみのフレイル活動を行う基盤がそこにすでにあるということで、新たにサポーターを作るというようなことではなくてですね、先ほどご説明したような１００歳体操、それから地域グループの場を活用して、フレイルチェックなどを行って、専門的なアドバイスを受けられるような取り組みを推進をしております。あとですね、最近では、あったかふれあいセンターとかですね、ボッチャの取り組みとかですね、それが非常に佐川町ブームになっておりまして、特に今年はですね、パラリンピックもまた行われるということで、それもですね、社協さんと一緒にですね、行政健康福祉課の方でも、そういったものをですね、盛り上げてさせていただいてですね、頭も使えますし健康なというところでは、そういったものを推進をしていきたいなというふうに考えております。以上です。

６番（宮崎知恵子君）

先ほど述べましたeスポーツというのは、実際考えたことはございますか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

eスポーツについてはですね、具体的に町としてどういうふうにということとはですね、まだ検討しておるというような状況ではありません。以上です。

６番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。

それこそ能登の災害があったところで、やっぱり若者と年寄り学校のeスポーツによって交流が生まれているということをこの間もテレビの方でやっておりましたので、若者も巻き込んで、年寄りと年寄りとか、そういう交流ができる場としても、すごくいいと思うので、また一つ勉強していただいたらいいかと思います。ありがとうございました。

それでは二つ目の質問にまいります。森林管理制度についてお伺いをいたします。

佐川町は森林が多く、町にとって森林は重要な産業の一つでございます。山に土地を所有する町民は多く、高齢化した所有者からは、可能ならば役場で管理して欲しいという声上がるのも理解ができます。

また、2024年度から新たに森林管理税が、森林環境税が住民票に上乗せされた形で徴収されます。そもそもこの新たな課税に対して疑問もありますが、森林環境税を通して得た、税の収入がうまく配分されず、また植林や再造林などには、活用されていないなどの声も依然あります。地方レベルでは予算があっても森林管理に係る人員自体が不足をしており、手が回らないような声もお伺いします。

高齢者の森林管理のニーズと行政の管理可能な方式とのすり合わせも依然として必要な状況ではないかと感じております。

そこで質問でございます。昨年12月の定例会で森林管理制度の契約の締結に当たりまして、詳細な説明と十分な所有者との理解がえられるようお願いを申しておりましたけれども、その後の進捗というか話し合いということは進んでおりますでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

佐川町が実施しております、森林長期施業管理に関する契約につきましては、森林所有者の方と森林整備について、契約をするものになっておりますので、契約の必要な内容について中心に説明をさせていただいているところです。

当然、森林整備に関することですので、その契約にはうたいこまれてないような条項もありますので、そういったことについては、町と契約者との両方で協議をさせていただくというところを、これまでどおりお伝えさせていただいております。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

続きまして、森林環境税が 2024 年から市町村において、年間 1 人千円徴収されますが、この森林環境税というのは、森林整備及び促進にかかる費用に充てることとされておりますけれども、昨年 12 月の一般質問で、山林の倒木による近隣地に被害がされた場合の対処や、また、保険の活用、倒木被害の防止、取り組み、補助金制度、倒木被害を防ぐ条例の導入などに、この森林環境税の 1 千円を充当することは考えておりませんか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

森林環境税を徴収して、その後、森林環境譲与税として各市町村に配分されるこの森林環境譲与税については、基本的に森林整備を進めていくために活用するということで佐川町は行っております。これまでも意向調査に関する経費、また森林整備をするための補助金、また主要となる林道作業道の整備、あとはその普及啓発として赤ちゃんに積み木を配布するウッドスタート事業とか、そういったものに活用していておりますので、今後もそのような形で主にそういったものに活用していくところを考えております。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。今までも千円じゃなくて 500 円は徴収されておりましたよね。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい、お答えさせていただきます。

国が実施をします森林環境税、これに関しては来年度から議員がおっしゃいましたように、お 1 人国民 1 人、千円の徴収が始まります。

その 500 円っていうのは、以前から高知県が実施をしておりました森林環境税の高知県版の税となりますので、これに関しては高知県が適切な普及啓発を含めた森林に関することに活用しているというところになっております。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。よくわかりました、ありがとうございます。

続きまして、契約者に対して森林管理上のトラブルについての進捗をお伺いしたいのですけれども、言える範囲で構いませんので、

よろしくお願いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

まず、森林所有者と佐川町の間でこれまでトラブルになったということはございません。で、佐川町が管理する山林とのトラブルについて、ここで個別の対応、個別の答弁というところは控えさせていただきます。ただ、管理者と佐川町は管理者となりますので、その状況を踏まえて必要な法令等に準じて、今後も対応していくということになるかと思います。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。わかりました。

佐川町は人を大切にするまちづくりを心がけておりますので、町民の幸せのために、お互いが理解し合える方向で進んでいただきたいと思います。私も協力できるところは協力していきたいと思っております。よろしくお願いします。

三つ目の質問でございます。台湾との交流について質疑をさせていただきます。

現在、高知県と台湾の間では、積極的に交流を開始しております。非常に関心を強く持っております。その台湾をめぐり、めぐっての情勢についてはとても不安定な状況に置かれており、今年 1 月に行われました台湾総統選におきましても、与党民進党が選挙で勝利しましたがけれども、台湾は独立しているという認識の頼清徳氏の当選は中国にとって都合の悪いものでした。

選挙の前から中国は台湾が独立、台湾の独立派の総統に選ばれたら選挙になると発言するなど、選挙への介入をしたり、圧力をかけ続けている状況でした。選挙後も台湾領有の金門島の周辺で中国海警局の艦船が領海侵犯をする事件も起きております。

選挙は終わりましたものの、台湾併合の試みを隠さない中国の出方はいまだ予断を許す状況ではありません。軍事力を強化し、国外に勢力を伸ばすことを明言している隣国をそのままにしておくことが、自国を守ることになるのでしょうか。日本人一人一人が危機感を持った持たなければいけないのではないのでしょうか。

また、日本政府は台湾有事が起こった際の沖縄先島諸島の住民、住民の避難原案を立てておりまして、台湾有事に対して、日本として本格的な備えが始まってきている状況でございます。

昨年の10月の23日のNHKの記事によりますと、政府は有事を念頭に自衛隊や海上保安庁が活用できるよう、空港や港の整備の拡充が進んでいる、進めている方向で内閣官房の国家安全保障局など担当者が来県し、県の担当者と協議をしております。

そして政府は自衛隊や海上保安庁の使用を想定して、公共インフラの整備とか各整備を拡充に、整備拡充に向けて、具体的に検討を始め、一部の空港や港を特別重要拠点に指定する方向です。県内では、高知空港、高知港、須崎港、宿毛港湾が対象になる可能性があるという報道されました。また、高知空港も大型の航空機が離着陸できるように、滑走路の延長が検討をされております。

実際に高知空港や須崎港などに特定重要拠点が置かれた場合には、特に須崎港に近い佐川町は交通の要所として、果たす役割があり、町民の混乱を招く可能性もあります。戦争ではないですが、南海トラフの危険性も言われております。

先日より災害対策や防災対策については、坂本議員、西森議員、下川議員などのお話をお伺いしましたが、安全性確保の想定、有事全般の受け入れ体制、避難体制、などで具体的な追加対策があればお聞かせをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

総務課長（片岡和子君）

宮崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

台湾有事に関するご質問ですが、国、県、それから市町村とそれぞれの取り組む役割があり、現段階で佐川町として取り組んでいることはありません。また、今後も具体的に何かに取り組む予定はありません。

国の方針であったりとか、法に従いまして取り組むべきことが発生しました折には、適宜判断をしてまいりたいとそう考えているところでございます。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。なぜ私がこういうことを言うかという、全体的な、今、国は本当に世界が一つの時代ですので、全体的に把握してないと、とっさのときに、動きがとても敏速には行えないと思うので、こういうことを受け入れることによって、また考え方も、取り組みも変わってくると思うのでこういう質問をさせていただきました。

そこで具体的な質問をしたいと思います。

高知県として日台友好議連が発足して、佐川町議会も台湾との友好議員連盟を設立しております。昨年の５月には、台湾から初の定期チャーター便が高知龍馬空港に降りたって、まきのさんの道の駅の観光促進に対しても大きな役割を担っておると思います。

いろいろと申し上げましたけれども、私としては我が町にできることとして、台湾との交流を独自に促進していただけないものかと、ずっと提案を続けておりましたけれども、町長の方は、おいおいに考えたいというお答えをいただいていたと思いますが、先ほど申し上げたとおり、いつどうなるか本当にわからない状況になってきておりますので、私としてはおいおいと言わず早急にできるだけ早く、台湾のどこかの市町村と交流を始める必要があるのではないかと思いますけれども、町として独自の交流について、今一歩進めていただけないものかと、町長にお伺いいたします。

町長（片岡雄司君）

宮崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどから宮崎議員の方からおっしゃったようにですね、台湾からのチャーター便とか大型客船の方が高知港の方にも、高知空港の方にも来ていただいております状況でございまして、インバウンドでかなりの外国の方々が入ってきている状況でございます。

そうした観光に対してはですね、交流をして、来ていただいて、どんどん佐川町に来ていただいて、佐川町を楽しんでいただければと思っておりますが、私台湾ともですね、全くマスコミ関係のニュースとかを見て、台湾情勢、先ほど宮崎議員がおっしゃったとおり、総統選挙はどうなるのかというのは確認はしておりますが、そこで県、国を飛び越えてですね、佐川町自体、もし有事のときにですね、何かをせないかんということはなかなか難しい問題がありますので、国の方からですね、そういったことに対して何か支援をするということがあれば、町としても考えていかないかんと思うんですが。先ほども宮崎議員が何か一歩進んで台湾との交流ということにつきましては、今のところ前と答弁が同じとなりますが、あんまり進んでいる状況ではございませんので、台湾の状況、そういった有事のときにですね、どういった状況になるかまだはつきりわかりませんので、国の方の問題ではないかと思っております。

それと須崎港の方がね、港が拡張するとかそういったことで、有事のときは備えなければならないと思っております、思っていると

宮崎議員が言いましたが、それにつながる佐川町の 494 号の方もですね、要望活動には行ってますが、あれは、あくまで命の道として、須崎市の方から大きい地震が起きた場合には、佐川町の方にも避難できるようなことで進めて要望活動に行ってることでございまして、台湾が中国の方が有事で何か起こった時にですね、そういった道では要望はしておりませんので、ちょっとご理解をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

6 番（宮崎知恵子君）

有事の時というよりも交流することによって、とっさの時に受け入れ体制もできますし、今移住の問題とか人口を増やそうとかいう考え方も、道の駅の方にも時々台湾の方のお知り合いっていうかね、そういう方が佐川町にどういうところや住んでみてもいいなっていうようなお話とかも言うのがありますので、そういうことをもうグローバルに考えていただいて、一步、佐川町の方でも独自に交流してる方もおいでますし、そういうところももうちょっと掘り下げていって、取っ掛かりをつけていただけたらと思うので、これからもまたこういうお話をさせていただくと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、3 点を質問させていただきまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で 6 番、宮崎知恵子さんの一般質問を終わります。

議長（松浦隆起君）

引き続き、4 番、田村幸生君の発言を許します。

4 番（田村幸生君）

議席番号 4 番、田村幸生です。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

今年の 1 月 1 日に発生した能登半島地震はマグニチュード 7.6 の規模で発生し、確認されているところで、241 人の尊い命が奪われたということでお聞きをしております。今なお、安否不明者は 7 人ということで今日のニュースでも伝えられておりますが、搜索終了も本日ということでございました。また関連死につきましては 15 人というようなことで、改めてご冥福をお祈りしますとともに、けが

をされました方の回復と、1日も早い復興を願っています。

そして2カ月を経過した現在も1万人を超える町民の皆様が一次あるいは二次避難所そして福祉避難所へ身を寄せている状況とお聞きをさせていただきます。

また今回の地震による被害家屋は石川県全体でも5万7千戸を上回るほどの深刻な建物倒壊が発生しておりまして、死因の多くが家屋の倒壊によるものと発表をされております。

佐川町では住民の命と財産を守るために、総務課危機管理対策室を中心にして、南海トラフ地震対策はもとより台風やゲリラ豪雨などでの警報が発出されるたびに、昼夜を問わず警戒に当たっていただいていることに対し、改めまして感謝を申し上げたいと思います。ご苦労様です。

今回の一般質問は防災対策を中心に、質問をさせていただきます。このことにつきましては、昨日、一般質問で坂本議員をはじめ、各議員からの質問に重複するところがございます。重複するところは簡略してご答弁いただいて結構ですので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは一つ目の質問に入ります。ここ最近、千葉県でも群発地震が頻発していることもあり、防災意識の高まっている今、防災をしっかりと再検証し、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、能登半島地震の発災から復興初期までを経過して、佐川町が現在まで取り組んできた対策以上に見えてきた課題、洗い出しについてお伺いをします。

これは1年後、あるいは長期間検証しないと見えないこともあることも承知をしております。発災から2カ月を経過した時点でわかることについて、お聞かせをください。

また、二つ目の質問でお願いをしております、洗い出しについて見つかった課題への町としての対策、見直しや新たな対応について、課題ごとに一緒にご答弁いただいても結構ですので、よろしくお願いします。

総務課長（片岡和子君）

田村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

能登半島地震の発生から約2カ月、被害の状況が今少しずつ見えてきたのではないかと感じております。

今回の地震におきまして発生した事象につきましては、一つ目と

して、旧耐震基準の建築物を中心に建物倒壊等が多数発生しました。二つ目として、木造住宅、失礼しました。木造住宅地、密集地において大規模火災が発生しました。三つ目といたしまして、道路の寸断が多数発生し孤立地域が発生したほか、救助活動や物資輸送に大きな影響を及ぼしたなどとなっております。能登半島地震より被害が大きいと言われております南海トラフ地震発生を想定いたしました場合、能登半島地震において発生いたしました事象は、当町においても多くの類似する事象が発生する可能性が高いというふうに考えております。

1月1日の能登半島地震発生を受けて、県の方では令和6年2月19日に南海トラフ対策推進本部会議が開催され、現状、市町村が検討すべき内容も含めまして、実施をしております対策についての見直しや強化の検討を行っていくことが確認をされているようです。

今後、県の方から示される対策強化や、見直しの検討事項等について精査を行い、現状町が独自で実施をしております防災対策につきましても、見直し強化を行うべき点がないか、検証確認作業を全庁的に実施をしていく必要があると考えているところです。

さらに県では今後専門業者さんの方に委託を行いまして、被災地の倒壊家屋の状況であったり、土砂災害、火災の発生要因、またライフライン復旧の支障要因などの現地調査の結果や、県の方から被災地に派遣をされておりました職員から聞き取り等の結果を、県の行動計画に反映することも考えているようにお伺いしております。

この調査結果や県の行動計画が県において取りまとめられました際には、本町において新たな対策や対策強化を行うべき点がないかどうか検証をしまして、本町の防災対策の強化につなげてまいりたいと考えております。

また、本町におきまして、毎年度実施をしております南海トラフ地震を想定いたしました職員による災害応急対策訓練、こちらの方につきましても、この能登半島地震の教訓を踏まえまして、そういった内容も取り入れながら、引き続き実施の方をしてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございました。

総括的にご答弁いただきまして、ありがとうございます。

この度の地震は課題対応について、佐川町の取り組みを加速する

ことや見直しなど、防災、災害対応において多岐にわたり提起しているように私自身も感じています。検証して、今後に生かしていきたいと思います。

また県の感震ブレイカーにつきましては、佐川町は指定は受けておりませんが、新築に感震ブレイカーをつけるなり、改修のときにつけるなりの補助対象、そういったことも、今後においてご検討いただけたら、少しでも災害対応になるのかなということも感じておりますので、今後ともよろしく願いをしたいと思います。

続いて関連した質問をいくつかさせていただきます。

先ほど課長が仰られましたように、高知県も能登半島地震を踏まえて、南海トラフ地震対策の見直しを進めています。

まず、分散備蓄についてお伺いをします。

高知県は県備蓄を市町村に、市町村備蓄を地域に保管場所を確保することで、より早く物資の供給が可能となる体制を推進するとしていますが、発災直後の被災者を支える備蓄に対する考え方をお聞きます。現在の備蓄数と、備蓄者への対応能力として足りているのかもあわせてお伺いします。よろしくお願いします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

備蓄状況につきましてはちょっと簡単になりますけれども、今までの議員さんにお答えをさせていただきましたように、各地域にございます、指定避難所の方に、県が試算をいたしました想定避難者数と、県が示しました備蓄量をもとに、1日分の水や食料などを備蓄をしているところでございます。

現在の備蓄量に対しまして、避難者への対応能力として足りているかのご質問をいただいたと思いますが、南海トラフ地震発生を想定いたしました時に、避難生活が長期化することが予測され、このことにより不足することが予測される場所ではございますが、町ではこれまで防災サロンの場などにおきまして、個人の皆様におかれましても、3日以上分の備蓄を積極的に行っていただくよう、お願いをしております。

今後も引き続き、個人備蓄の重要性、そちらの方の意識の方をしっかりと持っていただきまして備蓄をしていただけたらと思いますので、今後ともお願いをしていくように考えております。以上です。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。

備蓄は1日分ということで理解をさせていただきました。2日目以降については、今のお話だけでいくと住民に委ねるということの理解でよろしいでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

お答えいたします。

現在のところはそうのようにお願いをしたいと考えております。

4番（田村幸生君）

ありがとうございます。住民の皆様へ個人備蓄の理解とそれから準備について、今課長もおっしゃられましたように、日頃からしっかりお知らせし、意識を高め、さらに実行していただく。備蓄はご家庭ご家庭で、意識を持って備蓄を置いていただかないとそれは、いくら言っても話にならないので、そういったこともしっかりと住民に伝えていただくことが大切になりますし、特に意識を持ってもらうことに合わせて、備蓄の方法、例えば食べ物であれば日常の食事に使うものをローリングストックするなり、いろんな取り組みやすい方法もあるようですので、備蓄手段も含めてお伝えして知識を深めていただくということも、防災意識の向上につながるのではないかと考えております。ぜひともそれも含めて、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

それから地震が発生しますと、町の職員も通常では想像ができないほどの緊迫した勤務が容易に予測され、食事の準備がままならないのは明らかであります。そのため、職員の活動に対しての備蓄も重要だと私自身感じています。

私は一昨年の大雪での消防団出動時に、団員の昼食を確保するため量販店を回りましたが、日高村まで雪の中で出向かないと確保できない事態が発生しました。地震の際はさらに食糧の確保が難しく、可能性が容易に推測できるからであります。帰宅できない状況も想定される中で、職員さんの持ち寄りに頼るのも厳しいと考えます。

マンパワーの不足が懸念される発災直後の職員の食糧備蓄に対するお考えについてお答えをお聞きします。よろしくお願ひします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。雪の時には大変お世話になってありがとうございます。田村議員にご心配をしていただいておりますとおり、大規模災害発生時、食料の調達が困難になることが予想

されます。食料の確保は平時から考えておかなければならない事案だと認識をしているところです。また職員にご配慮いただきました、ご提案で大変ありがたく感じているところでございます。

公的備蓄品は避難者の方を優先に考えておりますので、職員に関しましては、平時から各自が職場においての食料の備蓄を行っていきたいと考えておりますので、また今後職員に声掛けをして備蓄をしていこうねってということで、具体的にまたパンフレット等をまわして備えていきたいと考えております。ありがとうございます。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。どうしてもね、避難者用っていうことなので職員にどうかっていうのは、もちろんなかなかそうはいかないっていうのを今感じたところでありますが、やっぱり万が一の時に食事の準備ができないような状況にまず陥るっていうのはほぼ確定したことなので、そこでもう食わずにね、飲まずに食わずに、マンパワーで現場対応しろっていうのはそれあまりにも酷な話なので、最低限その職員が自分たちが万が一の時には、そこで軽い食事でもできるっていうようなこともやっぱり、こちらとしても気づかいはしてあげないといけないと思ってるので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に佐川町における受援体制の整備についてお伺いします。

発災時には人命救助救出の遅れ、復興期においてはライフラインの復旧解消が遅れるなど課題が多く存在します。このことに対応できる実効性のある受援体制の確立に向けた考えをお聞きします。このことは重要なこととして、定期的な訓練の実施も必要と認識認識していますが、このこのことについてもお答えをいただきます。よろしくお願ひします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。災害が発生した場合、外部からの応援を迅速、的確に受け入れて対応することが必要不可欠であり、情報共有や各種調整を行うための体制と受援対象業務を明らかにいたしました佐川町受援計画、人的応援の受け入れ編を令和4年3月に定めているところでございます。

この計画は、避難所運営や、住家被害認定調査、罹災証明交付などの業務において、応援が必要となりました場合、県に対しまして応援職員等の派遣を要請するものとなっております。

今後、毎年度実施をしております南海トラフ地震を想定しました職員による災害応急対策訓練にも、受援計画に記載をされております行動内容を盛り込むとともに、応援依頼先である県とも連携しながら、実効性の方を高めてまいりたいと考えております。以上です。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。本当に災害が発生した後の対応についてきちんとしたマニュアル手順、しっかり訓練をして練習をして、いざという時にはこなせるように今後ともよろしくお願いしたいと思います。

次にライフライン対策についてお伺いします。

能登半島地震では水道設備、導水管、浄水設備、送水管、配水池での被害が発生し、配水管での多数の漏水が見られ、脆弱さが現れ現在でも復旧していない地区があるとお聞きしています。

高知県では水道設備の耐震化に対して加速化を検討し、補助率のかさ上げと、近隣県と連携した政策提言を実施するとしています。

佐川町は耐震化を積極的に進めていると感じているところではありますが、今の耐震化の現状と課題、そして今後の耐震化の計画見通しが立っておられるようでしたら、そこについてもお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

建設課長（吉野広昭君）

はい。お答えさせていただきます。現在の取り組みとしましては、昨日坂本議員の方にもお答えをさせていただきましたけども、大規模災害発生時の応急給水、応急復旧計画を盛り込んだ水道事業業務継続計画の策定に取り組んでおります。この被害想定としましては、佐川町内の配水池や取水地などは、液状化とか土砂災害が予測される地域には幸いなことに位置をして、位置しておりません。ただですね、管路施設ですね、管路施設につきましては、被害が発生するというふうに想定されております。

管路施設の耐震化につきましてはですね本年度行いました富士見町、あるいは加茂地区のですね耐震化によって、令和6年度中にはですね、一定主要な管路の耐震化が完了する見込みとなっております。

で、管路施設の、ただですね、地震による災害についてですね、復旧には一定時間がかかると思いますので、準備というかですね、発災に備える対策としてはですね、応急給水の早期の開始であるとか

ですね、工事のですね、早期着手によりですね、1日でも早い復旧についてですね、あらかじめ備えたいと思っております。

また一方でですね、水道施設ではありませんけども、日常、井戸水を利用されてる方もおいでます。井戸水の場合もですね、地震等によってですね、いわゆるその水みちが変わってですね、枯渇するということも十分に予想されます。

そのためですね、先ほど来、議員のご質問あるいはその総務課長の答弁にありますようにですね、生活用水であるとかですね、飲料水を始めですね、そういうような備蓄ローリングストックについてですね、これも役場の共通認識としてですね、住民の方をお願いなり啓発をすることも必要ではないかというふうに考えております。以上です。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。丁寧なご答弁いただきましてありがとうございます。

今回の地震でもわかるように、水道の復旧は命をつなぐ、とても重要なポイントです。災害後早期に復旧が進むように、重ねてお願いを申し上げます。ありがとうございます。

次は、能登半島地震発災後の一次避難所、二次避難所の開設及び運営での課題対策についてお伺いをします。

2カ月を経過した今でも1万人を超える被災者の皆さんが避難所に身を寄せたままになっており、今後避難がさらに長期になることも見通されています。南海トラフ地震が発災すると想定外の避難者が押し寄せることも考えられ、今回の地震で見えた課題と、佐川町で可能な対応策についてご答弁をいただきたいと思います。

私に入ってくる情報によりますと、避難所の入口の鍵がかかって、窓ガラスを割って入ったとか、あるいは下川議員の中にもございましたが女性対応が不備が多々あったとか、そういったことの情報も耳に入ってくるわけですが、そういったことに含めてご答弁いただけたらと思います。よろしくお願いします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

当町におきましては、職員の方が避難所の開設とか運営に携わることができないことを想定いたしまして、ご承知のとおり、これまで指定避難所ごとに避難所運営マニュアルを作成して、このマニユ

アルに基づき、避難所の開設から運営の方までを地域の皆様をお願いをして一緒に訓練もやってきました。

現在、地域の皆様の参加のもと、そうやって運営訓練を行っているところではございますが、現状、参加者は防災リーダー的存在の方々が中心となっております。地域によりましては本当にたくさんの方が参加していただいて、大多数の地域の方が知っていただいている地区もあるようには感じてはいるところです。

このマニュアルの方には避難所の鍵の入手方法も記載されておりますけれども、ご存知なのはもしかしたらこれまで訓練に参加された方なので、地域全体で見てもみると少人数であることも十分に考えられます。このことから今後継続して訓練を実施していくこと、そちらの方が重要になってくると考えています。1人でも多くの方々に訓練にご参加いただける機会を増やすことによりまして、平時から1人でも多くの地域住民の皆様に、避難所の鍵のことや、運営について知っていただくことによりまして、地域の一部の方が被災をされても、被災を免れた方たちの力によって、避難所の開設がなされることが期待をされるということです。

女性視点の避難所運営について、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。下川議員の方からもお話があったんですけども、女性の方に配慮した避難所の運営っていうのは、運営上重要な必要な要素の一つとなってくると考えております。

先ほどご紹介いたしました避難所運営マニュアルの方におきましては、授乳室や女性専用の物干し場や女性専用ルームの配置、女性用品の受け渡し方などについて定めもあります。

また避難所の運営委員会におきましては、多様な視点を入れるために女性の参画の方もこのマニュアルの中で定められている等に理解をしております。しておりますが、今後、このマニュアルの方に盛り込まれている以外に何かまだ改善ができるような内容がないかということを確認するためにも、ぜひ多くの女性の方にも参画を、参加を、訓練の方にしていただきまして、いわゆる女性目線のご意見を頂戴できればと考えているところでございます。以上です。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。私もこの前のマニュアル設定の時に佐川小学校の避難所、避難マニュアル設定の訓練に参加させていただいた1人でもございます。

しかしながら、今現在じゃあ今発災した時には、鍵開けて受付を作ってとかいう、頭では思うんですが実際はたしてその1回だけの訓練の中で、私自身が対応できるかなっていうのも、一瞬不安になったりもするので、地元の住民にも来年、来年度に向けては、佐川小学校の避難、避難所へ訓練に行こうねっていうことで、住民に声かけを今現在準備しているところです。

小学校行って、パーテーションも組み立てて、実際に発電機のある場所とかそういったことも含めて、地域の住民多くの方を引っ張りながらリアカーで担いでいこうというような思いも実際考えたりもしています。そういうことでやっぱり自主防災を今の停滞してるのを活性化するのも含めて、そういったことから切り口でいくのもいいかなというふうにも私自身も感じております。ありがとうございました。

今回の災害での福祉避難所の開設についてお伺いをさせていただきます。福祉避難所の課題対策についてお伺いしますが、災害時、要支援者に対応する福祉避難所の開設運営で見えてきた課題を、佐川町に当てはめた見直し対策も含めてお伺いをさせていただきます。

今の一次二次避難所のところにも若干触れましたが、福祉避難所につきましては、今回の災害では開設の遅れであったり、いろんな課題があるようにお聞きをしておるところでございます。その辺についてお伺いをさせていただきます。よろしくお願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

田村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

元日に起こった能登地震の福祉避難所、二次避難所という言い方もされているようですが、ご対応するには福祉避難所ということで当てはめて回答させていただきたいと思います。

この福祉避難所ですね、開設時期、この開設の時期につきましては、受け入れ体制側の体制がいつ整えられるかといった問題が大きいというふうに考えております。

町内はですね、今、五つの福祉避難所ということで、協定指定をしております。一つは、乳幼児や妊婦さんの受け入れを想定をしてる健康福祉センターかわせみ。そしてあと四つはですね、すべて介護であるとか障害の関係の施設でありますので、福祉避難所開設に当たる職員さんがですね、例えば平日に起こった場合であるとか、ということであれば利用者への対応迫られるということで開設が遅れ

る、あるいは最悪の場合開設できないということも、想定をする必要があるというふうに、今回の地震を受けてですね、考えを改めて思ったことでした。

まずはですね、今回の地震を踏まえてですね、まず町の災害対策本部、それから福祉避難所側の情報伝達訓練、これはもちろんですけど、様々なケース、先ほど言った、遅れるであるとか、開設できないといった事態ケースも想定をして、開設にあたる人員をどういうふうに確保していくのかということとは、施設側も一緒にですね、再検討する必要があるというふうに認識をいたしました。

もう一つはですね、開設できた場合でもですね、訓練がどうかということもあると思います。町の方ではですね、開設訓練につきましては、かわせみにおいては町の1回の、年1回のですね、町の災害対応の応急対策訓練のときに開設訓練として実施をしております。他の4カ所についてはですね、最初、町との合同訓練を行いました、過去1回ずつですが。ただその後はですね、定期的に事業所内での訓練、開設訓練を行っていただいているような状況になっております。

それぞれの施設が受け入れを想定している対象者、介護であれば高齢者、それから障害施設であれば障害者ということですので、それぞれの方の支援の仕方に関しては日頃から慣れている、その職員さんが働いてればですね、慣れているということは考えておりますけど、災害時には想定外の対応が生じることも考えられます。

過去の地震、今回の地震もですねそうですが、教訓に学んで、より実践的な開設訓練だけでなく、運営の訓練、こういったことも実施をしていかなければならないというふうに思いました。

あとはですね、この町内には五つの福祉避難所がありますけれども、実際に発災した時に収容人数といいますか、受け入れきれのかという課題もあります。佐川町の災害時の要支援者っていうところで、数字で参考になるのが、避難行動要支援者ということで毎年名簿を作っております。この対象者としては令和4年の実績になりますが、1,071人ということになってます。で、そのうち名簿に載せてもいいよということで同意をされた方が655人で、そのうち特に支援が必要だということで、個別支援計画を作成しておりますが、その対象の方が、令和4年度で217人ということです。

で、実際発災したときにどういう方が避難をされるかというのは

また別かもわかりませんが、一定この数字が参考になる数字と考えた場合に、町内での5カ所の今収容人員としては、被災された方の要支援者本人の方がですね70人で、その介護者70人ということで一対一の介護者も含めてということありますが、合計140人というキャパになっております。

そういったことを考えると今の福祉避難所で受け入れできるのかということは、非常に難しい。避難福祉避難所としては足りてないというふうに認識をしております。

ただですね、先ほども言いましたが福祉避難所を協定を、例えば結んだとしても開設できるかどうかという問題もあります。そこに当たる職員が確保できるかというところもありまして、現実的には非常に悩ましいところです。

いろいろこの何年間か地震の対応の中で避難所の運営福祉避難所の運営については、もちろん福祉避難所の協定を引き続き民間事業者も含めて努力をしていく必要はありますが、一方で一時避難所、いわゆる拠点避難所というか一般の避難所、そういったところですね近年では、例えば高齢者の方々を一定受け入れをして福祉的な対応をしていくと、これもマニュアルにもこういった形に改定をされている、いくような感じになっておりますが、そういったところも含めて対応を図っていくということが必要、改めてですね、必要であるというふうに今感じております。以上です。

4 番（田村幸生君）

丁寧なご答弁ありがとうございます。開設の遅れについては、一般の避難所と一緒にはいかないっていうことの思いは当然あるわけですが、要支援者で2百数十名の対象の中で70名、当然お話にあったようにご答弁あったように足りない。じゃあどうする。それ以外にも当然その対象者以外にも6百数十名の方からも来る可能性も当然あるわけで、今後に向けてしっかりその辺の対応もご検討いただければなと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして自主防災組織の活動率向上に向けた計画についてお伺いをします。このことにつきましては中山間地域再興ビジョンの中の暮らしのところにもございます。来年度からの取り組みの中にも、自主防災組織の活動率向上については明示がされております。

コロナの拡大などによる活動リスクが継続して現在は自主防災組織の活動が休止してる地区が多く見受けられます。数年間活動自粛

したことにより、リーダーの高齢化によるリーダー不足や、住民の防災意識の希薄化に伴い活動の低下を招いています。

今一度、自助共助を進めて住民力を向上させ、自主防の活動率を高め、きずなを深め、災害に強いまち、地域を作るための企画、取り組みについてお伺いをします。よろしくお願いします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

自主防災組織に関するご質問を数多くいただいております。地域防災を支える本当に中心的存在になるなというところを実感しております。組織の活性化は、本町の防災力向上につながることもなることから、非常に重要であると考えております。活動の活性化というところは、今後もいろいろと考えていかなければならないところではございますが、防災の意識の啓発に向けた講演会であったり、それから楽しい取り組みとかいろいろ考え得るところを自主防の連絡協議会の皆さんや、関係機関などの皆さんにもご相談させていただきながら、何かできることを一緒にしていただけたら助かるなと思っております。

今後、実践に向けて、何かできることを考えていきたいと思えます。よろしくお願いします。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。

なかなかね、1回、コロナで1回住民も休んでしまったら、本当にね、そこからまたお腰をあげていただいて研修に来てくださいますかっていうのも、なかなかね、もう逆におっくうになってしまってる場所もないわけではないですが。

自主防災組織のリーダーの養成研修、例えば高吾北消防署にお願いして講師に来ていただく、あるいは佐川警察署の警備の方の担当の職員さんに来ていただいて講演していただく実技をしていただく、あるいはそれに加えて高知県の出前講座の中のプランをリーダー研修の中に組み入れて、有意義な研修にしていくっていうようなことも、一つのリーダーを養成する一つのプランではないかなっていうふうに確信をしておりますので、今後においてご検討いただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

最後になりますが、消防団の福利厚生についてお伺いします。これは消防団員の活動服防寒着についてであります。今の活動服に代

わって 10 数年が経過しております。生地傷みもあります。それを縫い合わせて着用したり、また当たり前と言われればそれまでなのですが、体形変化などによるときは退団したOBの活動服を譲ってもらって裾直しなどをし着用している話を聞くと、新たな活動服の支給が必要な時期に来ているのではないかと感じています。

先頃、3月3日に開催されました消防団総合演習を、議会広報の取材を兼ねて見学をさせていただきました。その時にも会話の中で活動服の更新のお話をいただいたところでもあります。

現在のデザインは廃版になっており、オーダーメイドで注文して、仕上がりの時間も多くかかり、また仕立て代もかかるというようにお伺いをしております。ご答弁をよろしくお願いします。

なお、活動服を新たにする場合の概算費用がわかればあわせてお教え願えればと思います。よろしくお願いします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

最近では、消防団活動時等の安全確保のために、平成30年度あたりから、安全靴であったり、防じん眼鏡、防じんマスク、耐切創性手袋などの装備品の整備を順次行ってきてはいるところではございますが、活動服ということでございまして、今後、現在使用をしております活動服の安全性や通気性、機動性などの仕様が、消防団活動における団員さんの安全性が保たれているかどうかの確認を行うとともに、他の消防団の更新状況やまた財政的観点も含めて、町と消防団幹部の皆様と更新に向けた、協議検討を行ってまいりたいと考えております。

議員さんにご質問をいただきましたので、購入費用についてお調べをしてみましたところ、活動服の上下で1人、約3万5千円程度となっていることがわかりました。消防団員さんは約180名おられますので、概算で630万円程度の予算が必要となっております。以上です。

4番（田村幸生君）

ありがとうございます。活動服の概算費用につきましては630万ということで、今お伺いをしました。

この前の3日総合演習のときの町長のご挨拶の中でも、できる限りのことはさせていただくという、できる限りですから、そういうことで町長も団員の皆さんの前で言われておりましたので、この630

万ができる限りなのか、できない限りなのか、それはちょっと町長のご判断になってしまいますので申し訳ございませんが、これを10年着用するとしますと、簡単にわかりますが63万円の1年間の償却額ということになってきます。

当然今度消防団の幹部の中で協議いただいての実施になるとは思っておりますが、早期に更新ができて、今現在、県下に普及している視認性の高い活動服になることで、暗闇での出動などでも団員相互の認識力が向上して、今まで以上にコミュニケーションが図られ、活動がスムーズになり、けがや事故を予防できる安全管理につながるっていうことは、当然これ必要なことでありますので、また団員の士気が高まるっていうことは当然でありますね。新しいものに変わるということで、団員の士気が高まることは当然ながら、団員不足が叫ばれるこの頃、若者が消防団に入団する要素の一つになると考えます。

以前に活動服の更新の要望がございました。その頃は、今年までポンプ車の導入をするのに費用がかかるから、今お願いしても無理だよっていうのを、団員には言った経過がございます。

能登半島地震では消防団員の活動がとても重要な役割を果たし、輪島市や珠洲市では合わせて600人の消防団員が大津波警報を受けての避難誘導であったり、倒壊した家屋で救助にあたったということです。また、土のうを使って道路の応急復旧に当たり、消防車両で防犯パトロールを行うなど、普段行わない活動にも力を発揮したということが知らせてきております。

こうした活動を受けて、松本総務大臣は全国の自治体に対し、消防団員を確保し、地域防災力の充実を図るよう求める書簡を出しています。団員を確保するためにも、活動服の更新は重要なポイントです。ぜひともよろしく願いを申し上げます。

また防寒着についてですが、活動服の方が優先されるので防寒着の方はそうなかなかそうは無理かもわからんというところもございますが、防寒着についてですが、現在の防寒着は各分団が独自に購入していて、デザインも機能性もバラバラです。特に佐川分団を例にしますと、防寒着を最初に購入してからすでに20年近くが経過をし、部分的に劣化し、補修しての着用を余儀なくしています。

統一した防寒着の支給も併せてご検討賜りますようお願いして、4番議員、田村幸生の一般質問を終わります。誠実なご答弁ありが

とうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で、4番、田村幸生君の一般質問を終わります。

ここで3時15分まで休憩します。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時15分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、2番、岡林哲司君の発言を許します。

2番（岡林哲司君）

2番議員の岡林哲司です。

議長にお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

前回に引き続き今回もちよっと多めの質問項目になっておりますので、なるべくハキハキと質問をさせていただきますので、答弁の方よろしくお願いいたします。

まず、質問に先立ちまして、本年1月1日に発生しました、令和6年能登半島地震で亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一刻も早い復興をお祈りしております。

通告書の順番からは前後いたしますが、高知県も自然災害についての事項は他人ごとではありませんので、自然災害への備えについての質問から入らせていただきます。今回の能登半島地震でも建物の倒壊によりけがをしたり、下敷きになって被害を受けた方が多かったと聞きました。

そこで、佐川町における耐震化事業の進捗状況を伺う予定でしたが、今議会ですでに多くの議員から同様の質問が出ておりましたので、令和5年度の見込み件数と直近の耐震化率を簡潔に教えてください。

建設課長（吉野広昭君）

はい。そしたらお答えさせていただきます。

令和5年度の耐震の工事件数でよろしいですかね。見込みがですね、まだ年度を通じての通年の受け付けになりますけども、65件の

見込みです。耐震化率としましては、67.2%が直近の数字であります。

2 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。

全 5,655 戸中、1,855 戸が非耐震。まだ耐震化されてないという部分も前の質問から情報をいただいております。

関連してですね、別の制度にはなりますが、屋根瓦の改修工事への補助についてもあわせて利用状況をお聞かせください。

建設課長（吉野広昭君）

屋根瓦の数字ですけれども、確かですね、ちょっとあんまり記憶が定かじゃないんですけど、3 件程度の見込みとなっております。

2 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。

この耐震化の工事と屋根瓦の改修工事については同時に活用することができるのでしょうか。お願いします。

建設課長（吉野広昭君）

はい。同時に施工することは可能ですので、設計とですね、その施工の方法ということでタイミング的にはですね、ずっと屋根瓦の方が早く完了するとは思いますが、施工自体はですね、同時に並行して進めるということは可能です。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。また、震災発生時に交通の妨げや火災の延焼の恐れがある、倒壊の危険性のある空き家等の解体に利用できる補助事業の概要と利用状況を伺う予定でしたが、この部分に関しましてはすでに出ましたので確認だけさせていただきます。

私が聞いた情報で令和 2 年 4 件、令和 3 年度 5 件、令和 4 年度 3 件、令和 5 年度 5 件で合計 17 件、補助額が 164 万 5 千円ということで間違いないでしょうか。

建設課長（吉野広昭君）

はい。ご質問の内容のとおりです。

2 番（岡林哲司君）

はい。行政の方でも様々な制度を活用し、住民が自然災害に備える補助をしていただいていることがよくわかりました。

今議会に出たお話の中で、佐川町の耐震化の補助金が 130 万円という金額が出ておりました。

先日、高知県は能登半島地震を受け、それまで 155 万 3 千円を上限としていた耐震化の補助金を 165 万円まで引き上げたという新聞記事を読みました。佐川町もより多くの方が耐震化に取り組めるよう、この県の補助額ぎりぎりまで引き上げることで、さらにこの耐震化率を上げることができる。過去に一旦見積もりを出したが、持ち出しが多くかかるために、耐震化を諦めていた方に、もう一度機会が与えられるよう補助額の引き上げを提案させていただきたいと思いますが、担当課のご見解をお聞かせください。

建設課長（吉野広昭君）

はい。お答えさせていただきます。

2 年ほど前にですね、工事費の補助費用を上げたというかですね、増額をしております。県内の他の自治体と比較してもですね、著しくですね、佐川町の方、住民の方がですね、負担が多いということにはなってません。ただですね、補助率というか増額につきましてもですね、一切否定するものじゃなくてですね、今後、他自治体であるとかですね、優良事例であるとか、あるいは場合によってはですね、定額で工事が進む工法等もですね、研究した上でですね、検討をしてみたいと思っています。

ただ直近というかですね、令和 6 年度についてはですね、補助金の増額については計上しておりませんのが現状です。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

町の財政事情もあるかと思いますが、検討していただけるということで前向きに検討をお願いしたいと思います。

実際に震災が起きた場合の被害想定を見ると、耐震化率が高くなればなるほど、人的にも建物や町民の財産的にも被害が少なくて済むというデータもあります。先日の能登半島地震でも正月に発生をしたために、普段その家に住んでいない帰省で帰ってきた家族が、この震災に巻き込まれて亡くなったという、いたたまれない報道も耳にし、言葉に詰まるほどのショックを受けました。

担当職員の方が地域を回られてる中でも、もうわしらはもうええわと、耐震化はせんでももう家と一緒に潰れるわというような高齢者の方もいるというふうに聞きました。

ただ、こういう先日の地震での事例をやはり見ますと、その帰省で帰ってきた家族がやっぱり巻き込まれるかもしれないというところ

ろも踏まえて、しっかりと町民の命と財産を守るために、この耐震化の事業をしっかりと周知をして、住民にもお勧めをして、耐震化率を上げていただきたいと思います。

また、こうした様々な自然災害への対策ができる補助制度をたくさんやられておりますので、町民に対して積極的に情報発信をし、効率よく制度を活用いただけるよう、周知をしていただきたいと思います。ですが、どのような周知活動をされているかお聞かせください。

建設課長（吉野広昭君）

はい。住民の方への周知の方法ですけれども、広報であるとかですね、ホームページの掲載。それとですね、自治会長さんを対象とした会議で町政報告会とかですね、そういう会あらゆる機会についてはですね、周知をさせていただいております。

また先日というか、昨日はちょっと触れましたけれども、今後につきましてはですね、講師の方を招いてですね、専門家の方を招いてですね、事業の説明会についてもですね、実施開催ができればというふうに考えております。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。講師を招いての講演など、周知活動にも力を入れていただいているようで安心をしました。ありがとうございます。

佐川町での自然災害を考えますと、記憶に新しいところでは、一昨年 12 月の豪雪被害がありました。記憶にないような豪雪の被害で、私も人生で初めて家の周りがあれほど雪深くなるようなことがありました。

豪雨での被害で言えば、私が生まれる以前の話ですが、昭和 50 年の台風 5 号により役場前が一面海のようになった写真を見さしていただいてその被害を知ることができます。

皆さんご存知のように、佐川町の役場は車で入ってくるのに、一本の橋しか動線がありません。今後南海トラフ地震が発生したときに、万が一、この橋が通行不可能になってしまった場合、震災対策の拠点となる役場に車両が入ってくることも出て行くこともできなくなってしまう。

役場前には、佐川町消防団佐川分団の屯所があり、そこに 4 台の消防車もございます。この車も出ていくことができなくなります。

そこで私の想像の範囲ですけれども他の方法での移動というもの

を考えてみました。距離的なことと言えば、北側の町道が一番近く、ＪＲの線路をまたぐことができれば、北側にも出入りができ非常に便利ではあります。しかしながら、以前にその案についてはＪＲ側からのご意見もあり、不可能だという結論に至っているというふうに伺いました。

そこで春日川沿いに高北病院方面に伸びている川沿いの歩道を、緊急車両が通行可能な幅に拡張し、今の歩道の坂道がありますが、その半分ほどの傾斜角で緩やかに上っていくような土台を作る方法で緊急時に利用できる出入口として整備することを提案します。

普段は杭で車両が通行できないようにしておき、非常時には緊急車両の出入口として利用できるように整備をしていくことで、万が一役場前の橋が通行不可能になった場合も、役場への車両の出入りが可能になるのではないかと思います。

国土強靱化地域計画に照らし合わせても理にかなっているかと思いますが、担当課のご見解をお伺いします。

建設課長（吉野広昭君）

はい。議員ご提案の件についてお答えさせていただきます。

まずですね、役場前の春日川にかかっておる橋、町道松崎１号線の佐川橋で、これこちらの方、昭和５０年の４月新しい役場、現在の役場の方の建設に伴って架設をされております。その後ですね、平成７年に発生しました阪神淡路大震災で、橋梁倒壊の地震被害を教訓としてですね、橋梁の耐震設計基準が大幅に見直されております。災害拠点となります、役場前の佐川橋についてもですね、橋梁の耐震補強事業が計画し施行されました。

この耐震補強設計につきましてはですね、平成２４年耐震補強工事は平成２６年から２７年度にかけて行われております。耐震設計の基準としましてはですね、現在最高ランクに位置する地震、地震動レベルに対応する、いわゆるフルスペックの設計基準を満たしております。この設計基準につきましてはですね、構造物が受けるであろう、過去から将来にわたって最強と考える地震にも耐えられるものとされておまして、南海トラフ地震でですね、想定される最大規模の揺れにも耐えるということができるとされております。

つきましてはですね、佐川橋の方についてはですね、南海トラフ地震によつての揺れによつてですね、全くの無傷とはいかないまでもですね、落橋することは想定しておりません。で、落橋してない

までもですね、当然被害はありますけれども、応急的とかですね、部分的な補修に対応してですね、緊急車両の通行についてはまた可能であるというふうに考えてます。

したがいまして佐川橋の落橋をですね、想定した迂回路の整備につきましては現在のところでは全く計画しておりません。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。想定される最大震度の地震にも耐えることができる橋というふうに強化をされているということで、少し驚いた部分と、まず落橋しないし復旧も早いということですからけれども、この復旧が早いというのがどれぐらいのタイミングで動くものなのか、特に地震発災時にはですね、火災等の発生も予測され、消防団は一刻も早い出動が求められていると思いますが、そのあたりの緊急性のある出動にも対応できるぐらいのタイミングで修復は可能だということでしょうか。ご答弁をお願いします。

建設課長（吉野広昭君）

はい。そちらについてはですね、被害の規模にもよりますし、あるいはですね、応急的な補強というかですね資材例えば鉄板であるとかですね、そういう物資の調達にもよりますけれども可能な限り早急なですね、対応は可能というふうな設計になっております。

2 番（岡林哲司君）

はい。資材の準備できるタイミングによって、可能な限りということなんですけれども。先日の消防団の総合演習にも来ていただいておりました片岡町長、このタイミングというかスピード感についてはどのようにお考えでしょうか。急にふってすいません。

町長（片岡雄司君）

岡林議員のご質問にお答えさせていただきます。

スピード感といいますか、先ほど建設課長の方から答弁がありましたが、佐川橋についてはフルスペックの設計基準を満たしているということで、鉄板を敷くほど痛まないのではないかと考えておりますし、緊急車両ちょっと車両も高いということで、通れるんじゃないかなと思います。それ以上の地震が起きた場合には必ず安全に、落橋しないとは限りませんが、それはわかりません。どういう立場、どういう地震が起こるかは全然想定できませんけど、これ以上の設計っていうのはなかなか難しいんじゃないかなと考えております。

もうかなりのフルスペックの設計をしていただいておりますので、それはもう一本道しかないということは十分、職員も把握しておりますので、そういった場合には早急にアスファルト舗装復旧するかですねそういった意味で、緊急車両が通れるような対策は、早急にやらなければならないと思っておりますのでよろしくお願いします。

なおそれとですね、建設業協会の方とも防災協定を結んでおりますので、そういったところで資材を持っている建設業者の方にはですね、すぐに持ってきていただいて対応できるようなことも考えておりますのでよろしくお願いします。

2 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。

様々な視点から、資材に関しても、その交通の方法に関しても検討がされてるということで、100%絶対壊れないということはないということでしたけれども、そういう部分を追求していきますと、私が先ほど提案したような道を作っても、そっちが崩れる可能性というのもありますので想定されることでまたこの震災っていうのは常に人知を超えるような規模で発生をしてきておりますので、そういった場合にもしっかりと対応できるようなマニュアルも含めた町としての対策をお願いしたいと思います。

能登半島地震で被災をした、本山町の大石議員にお会いをして体験とご意見を伺いました。震災発生時、その場から近い体育館に、地元の方の動きに続いて、避難をされたそうです。

本当に水も電気も使えず、今のような日常生活の延長のような避難訓練ではなく、サバイバルをするくらいの気持ちで準備をしておかなければならないと。そして耐震化された体育館の建物でも、揺れが断続的に続く中で、建物の中にいること自体がもうストレスでトイレに入ってもたびたび揺れることから、落ち着いて中で用を足せないような緊迫した状態が続いたというふうに伺いました。

高知県は南海トラフ地震が来ると言われており、他県から比べると、地震への対策は進んでいるように見受けられますが、高齢化率も高く、実際に地震が起きた際にどのように動くか訓練は繰り返していくことが必要だと感じます。

能登半島地震では港の地盤が4メートルも隆起をして、船着場としてはもう使えないというような大きな被害も出ております。これ

は断層のあるなしにも関わりますので一概には言えませんが、耐震化をしているから絶対大丈夫というのは、言えるのかという疑問も残ります。

例えば、危機管理の担当者と話した時にですね、一つの可能性として出ておりました消防車、消防団の消防車4台のうち2台は、川向に車庫を作っておくなど、そういうリスクヘッジも考えられるかと思いますが、その点について担当課のご答弁をお願いします。

町長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。

確かに消防車両、現在耐震性のない屯所がまだ残っております。それにつきましてもやっぱり早急にですね、建て替えを含めやっていかなきゃいけないというところも考えております。また、消防車両の川沿いの配置についてというのはまた今後ですね、危機管理の方とも協議をしながら、そういったところ各分団の分団長の方々と協議をしながら対策を講じていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

2 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。

消防団の消防車両を分けておくということになれば、団員の動きの方も、よっぽどトレーニングせないかんということもありまして、想定されるもしくは想定を超えるような事態にも対応できるような、様々な意見を出し合って準備をしていくことが大事だというふうに感じた次第です。

必ず来ると言われている南海トラフ地震に向けて、国土強靱化地域計画に合致した準備を町をあげて進めていただきますようお願いをします。

続きまして子育て支援策について伺います。

まず、令和5年度の出生率についてという部分で、まず佐川町の出生数、住民基本台帳ベースのデータがこちらにございます。

2000年、106人。2010年、79人。2020年、56人と10年ごとの出生数を見てもみると、かなり出生数が下がってきていることがわかります。

そこで伺います。2022年、2023年の出生数はどのようなになっておりますでしょうか。坂本議員の質問でも出ておりましたが、簡潔に答えをください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

岡林議員のご質問にお答えをさせていただきます。

佐川町の出生数は 2022 年度、これ年度ですけれども、令和 4 年度は 48 人。2023 年度、令和 5 年度は 2 月 25 日時点ですけれども、41 人となっております。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

大分少なくなってきたておりまして、この各メディアでも報道されておりましたが、2022 年高知県の最低出生数を更新しております。この数字ですと 2023 年も、さらに出生数の低下が見込まれるのではないかと思います。

令和 6 年度の高知県の予算の中でも、人口減少対策総合交付金として予算が盛り込まれております。どうすれば出生数が増え、人口減少に歯止めがかかるのでしょうか。これは長年、多くの自治体に取り組んできた課題であると思います。

先ほどの 2023 年の出生数をもとに伺います。2023 年度、ゼロ歳児クラスの保育園の利用率はどのようになっていますでしょうか。お答えください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

ゼロ歳児の保育園の利用率というものについてはですね、統計上の決まった算式を私ちょっと探すことができなくてですね、あくまで参考程度ということになります。令和 5 年度のゼロ歳児クラスの対象となる年齢についてはですね、これは各年度 4 月 1 日現在で何歳かということで捉えますので、令和 4 年の 4 月 2 日以降に生まれた子供さんが今のですね、ゼロ歳児の対象になるとなります。

なので、概ね 2 カ年にわたるという形になりますので、今現在対象となる子供さんとしては 88 人に対しまして、令和 6 年 2 月 1 日現在の佐川町のですね、ゼロ歳児のクラスの入所児童数は 36 人となっております。ですので割合にしますと約 41%ということになります。

2 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。

約 41%の乳幼児が保育園を利用されているということで、前回の私、定例会で質問をさせていただいたように、2023 年度中には、ゼロ歳児が限定的な期間があると思いますが、保育園に入れないとい

う状況も発生しておりました。

2023 年、先ほど課長から 88 人ということでしたが、2023 年度中に生まれた子供が 41 人という出生数で、この事態が発生したということになります。

これは近年の保育士不足と保育士の配置基準により、1 人の保育士で見れるゼロ歳児の人数が 3 人までという決まりがあるためだと思います。実際にはゼロ歳児を 3 人同時に保育をするということは、大変なお仕事だと感じるころであります。

先日、片岡町長にもご同行いただきまして佐川町議会で視察に行かせていただきました、岡山県の奈義町のお話を少しさせていただきます。奈義町では、奈義町子育て応援宣言という宣言をされており、様々な子育て支援策を実施しております。その支援策は多岐にわたり、不妊治療から始まり、高等学校への就学支援事業や高校生までの医療費の無料化まで、様々なメニューが用意されておりました。シームレスな子育てをとというようなことで、奈義町では平均的に 2.0 を超える出生率を記録しております。

視察に行って感じたことは、佐川町でも多くの子育て支援策が実施されているなということ、そして佐川町の方が手厚く支援をしている事業もあるということです。

日頃より担当課の皆さんが少子化の問題と真剣に向き合い、取り組んでこられた成果だというふうに思います。

そこで担当課長に伺います。多くの共通の支援策がある中で、岡山県奈義町と佐川町を比較した場合に見えてくる客観的な違いとは何か、そして今後、佐川町の子育て支援策にはどのようなことが必要かについて、子育て支援策といいましても、教育委員会の担当する部分もあるかと思しますので、健康福祉課の事業区分についてお答えいただければと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

私はですね、先ほどの教えていただきました奈義町への視察は同行はできませんでしたが、奈義町さんのですね、ホームページは拝見をさしていただいて、印象としては議員さんおっしゃっていただいたように、佐川町が取り組んでいる事業とほぼ変わりはないなという印象を持っております。

客観的にという話もありますが、私の印象も含めてお話をさせて

いただきますと、奈義町はですね、先ほどおっしゃっていただきましたが、子育て応援宣言というのは平成 24 年に行っているようで、家庭、地域、学校、行政みんなが手を携え、地域全体で育て子育てを支えるまちということで目指しておられます。

一方で佐川町でもですね、平成 30 年に家庭、地域、学校、保育、行政がみんなで手をつなぎ、地域全体で子育てを支えるまちということを目指して子育てしやすいまち宣言をこのように行っております。

佐川町の強みとして私考えているのは、この地域全体で子育てを支えるという点ではないかというふうに思っております。事業をいくつかちょっと挙げますと、例えばファミリーサポートセンター事業、これは県内 2 番目に立ち上げております。早くから住民同士の助け合いの仕組みづくりを行っております。

それから任意の団体ではありますが、現役を退かれたですね、教員の皆さんや保育士さんのメンバー、そういった方々が、わくわくクラブさんということで 10 年前ですけれども、立ち上がってですね、障害のある子供さんとか、支援を自主的に行っていただいております。

また 5 地区でですね、活躍されております地域の組織、それから民生児童委員さん、こういった方々についてはですね、積極的に学校とか保育連携して子育てを支えてくれております。

まだまだ地域で支えて子育てを支えてくださっている方々がたくさんいらっしゃるしまして、こういったことを考えると、行政の施策だけでなくですね、佐川町は奈義町さんに負けないぐらい、子育てしやすいまちというふうに考えております。

その上でですね、佐川町の取り組みとして、どういったことができるかと、奈義町さんと比較をしてということですが、財政的な云々自衛隊があつてとかそういうことは抜きにしてですね、財政的なことは抜きにして考えると、やはり一つはですね、子育てに関する具体的あるいは細かなニーズ、こういったものを事業にどう生かしているか、あるいは個々の事業取り組み一つ一つでなくってパッケージとして発信をしていく、そういう力を佐川町もつけていくことが必要ではないかというふうに感じております。具体的な事業でなしにですね、そういった戦略的なこと。これはしっかりとした少子化対策の戦略があつて、もちろん広報戦略もそうですけれど

も、マンパワーもおります。

そういったことも課題もありますけれども、来年度ですね、子育て支援事業計画も策定する運びとなっておりますので、そういった作成過程においても住民の皆さんとですね、一緒に議論しながら、取り組むべき課題というふうに考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。

佐川町も子育て支援に関しては様々な事業をやっていただいております。負けていないというような表現がありましたが、私が実際現場を見に行かしていただいて、地域の方が一緒に子供を見ている場所を見に行かさしていただいたんですけれども、何かこう入った瞬間に場所が温かいような感じがしてですね、様々な状況、もののやりとりであったりとか、いろんなことに柔軟に対応ができるような施設づくりをされてるなというふうに思いました。

町長もおっしゃっていただきましたが、ぜひまたそういう機会があればですね、担当課長も、またその子育て支援に関わる住民の皆さんもですね、一緒に見に行つてあそこの場所の空気感というか、そういうものを感じていただけたら、またちょっとこちらの事業も前進するんじゃないかというふうに思いますので検討いただけたらと思います。ありがとうございます。

教育委員会に該当する部分に関してはまた別の機会に質問させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

先ほどの健康福祉課長の答弁でもありましたが、佐川町はこれから何をしていけば出生率を上げていけるのか、安心して子育てができるのかということは、担当課の職員の方も日々考えられていることと思います。

そこで一つ、私の方から提案をさせていただきたいと思います。

奈義町や高知県の黒潮町でも実施をされておりますが、在宅育児支援金という制度がございます。お子さんが小さい間、自宅で育児をすることに対して、支援をする制度となっております。以前、県内の他の自治体の議員が集まる勉強会においても、子育て中の母親でもある議員さんから、赤ちゃんが小さいうちは自分で育児をしたいというお母さんが多いという話を聞きました。

先ほどの課長の答弁の中でも、88 人のゼロ歳児のうちの保育園を利用されてる 36 人、41%ということで、自宅で小さいうちはみたい

というお母さんが多いということでございます。

そしてこれには諸説ありますが、子供の発達段階を研究した論文でエリクソンの八つの発達段階というものがあります。

その中で乳児期、ゼロから17カ月目までの赤ちゃんの発達段階として、この時期は親や周りの家族に愛情を受け、世話をされることで基本的な信頼を形成させる、きちんと愛情を受けて育ちお世話をされながら育てていくことで、この乳児と関わる人の基本的な信頼関係、信頼感が構築されるというふうにされております。

そして18カ月から3歳までの期間では、周囲の人や物、自然などの環境と関わり、全身で感じることにつながる体験を繰り返すことで、自我が芽生える時期というふうにされています。

3歳から5歳という時期になると、保育園や幼稚園で同世代の子供と関わりが増え、外の世界に興味を持つ時期というふうにされています。

私の質問の通告書の中では、ゼロ歳児1歳児への在宅育児支援金とか書いておりましたが、正しくはゼロ歳児1歳児2歳児クラスまでの期間を対象として含めることが有効だというふうに感じました。

この支援策には様々なプラスの要素があり、保育士の配置基準を見ますと、ゼロ歳児クラスでは3人に対して1人の保育士、1歳児クラスと2歳児クラスでは、6人のお子さんに対して保育士が1人という配置基準がありますので、この制度により自宅で育児をするという選択肢ができることで、保育士不足の問題にも対応ができますし、子供が小さいうちは自宅で子育てをしたいというお母さんの助けにもなると思います。

そして何より子供たちのこの発達段階において、親との信頼関係をしっかりと強める機会が増えると思います。この提案について、担当課長のご見解を伺います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

先の12月議会でもご質問いただきましたこの件につきましては、まず保育士の確保というのはなかなか難しくてですね、即効薬といえますか。そういったところがないのが現状です。

保育士確保の抜本的な対策としては、やはり近い将来はですね、考えた場合、保育所の統廃合というものも合わせて考える必要があるというふうには思いますが、今回のですね子育て支援策としてご

提案のあった在宅の育児支援給付支援金制度、こちらの方はですね親御さんの選択肢を増やすと、小さい間は在宅でみたいという選択肢を増やすという意味において、一つの取り組みというふうに考えております。

制度化に向けては、私もですね、奈義町さんそれから県内では黒潮町さんですか、やっているというところで少し資料も拝見をさせていただきました。様々ですね、月額の支給金であるとか、制度の中身っていうのは様々であるようですので、そういった制度化に向けては給付条件ということの中でですね、結構お金がいるものであるというふうにも考えております。つまり財源の確保ということがやっていくにはですね、大きなハードルであると考えております。

佐川町では何度もお話をさせていただいておりますが、独自の出産準備支援給付金であるとか、このたびは4月から医療費の無料化を18歳まで引き上げるということで、様々なものに財源を投資をしているところでありますので、今回ご提案ありましたが、奈義町さんのお取り組みを始めてですね、様々な全国の自治体による少子化対策、これは何のためにやるかというところではやはり少子化対策につながらないと意味がないとは言いませんけれども、なぜこれだけの財源を投資するのかっていうことは、そこにあると思いますので、どういうふうに少子化対策に効果があるのか。ああいうのを情報収集定めながらですね、限りある財源を有効に活用して、支援策を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。

財源の問題があるということで様々、今議会も皆さんがいろんな質問をされてる中で、やはりこの財源の問題というのが出てくると思います。

先ほど保育士の配置基準をお示しいたしましたが、例えば子供さん3人に対して1人の保育士がかかる。1歳児2歳児クラスになると6人の子供さんに対して、それぞれ1人の保育士がかかるということになりますので、例えば自宅でみる子供に対してひと月2万円という補助した場合にですね、この保育士さんの雇用という部分はまた別の問題ですけど、今現在保育士が不足しているという状況ということですので、この雇うためのお金ということも考えると、財源的にはもう100%この事業にかかる分が、そのまま町にかかって

くるということではないのではないかというふうに感じておりますので、先ほど岡崎課長も言っていただきましたが、他の町の事例や、今後の県の補助ですとか、いろんな事業をしっかりと研究していただきですね、可能であればこの事業を取り入れていただくことで、例えば少子化対策で子供さんが生まれるような状況に持っていく、結局子供を預けられなかったら待機児童になってまたこう出ていくという選択肢を取られるかもしれませんので、そうするともう本当に少子化対策に矛盾が生じてしまいます。

そうならないためにもこうした制度を構えることで、もちろん仕事に出るために保育園に預けるという選択肢と、家でしっかり子供に対して向き合うことができるという、両方の面で子育てしやすいまちとしてですね、佐川町にこういう制度を取り入れていただけたらと思いますので、ぜひご検討の方よろしくお願いいたします。

第2期の佐川町子ども子育て支援事業計画、100ページぐらいある文書がありまして、それも見させていただきました。

その中でも特にゼロ歳児のお子さんを持つ母親が、半分以上在宅育児をされているという調査結果も出ておりましたので、それも踏まえて、子育てしやすいまちとして認知されるように前向きなご検討をお願いいたします。それでは続いて次の質問に移りたいと思います。

ふるさと納税と産業振興策について伺います。

まず、佐川町へのふるさと納税額の近年の推移を、担当課に伺います。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは岡林議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税の寄附額の推移につきましては、令和3年度が約3億4,900万円、令和4年度が約3億5,300万円でございます。平成27年度以降、増加傾向ではありましたが、令和5年度の見込み額につきましては、約3億円程度になる予定でございます。以上です。

2番（岡林哲司君）

はい。令和5年度のふるさと納税額がちょっと昨年より下がっているということで、令和5年度の目標額がいくらだったのかということと、この去年より下がったということの背景について担当課長の自己分析をお願いいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。令和5年度の目標額につきましては、4億円の寄附額を目標に掲げておりました。ただ、その取り組みの中で減少した要因としましては、大きくは二つあるかと考えております。

一つは、寄附額の引き上げによる寄附者の寄附離れというところが考えられます。寄附額の引き上げにつきましては、原材料や資材の高騰により返礼品の価格が値上げになったことが一つ。もう一つは、令和5年10月1日からふるさと納税制度の経費の考え方の5割ルールが厳格化がされたことによりまして、ふるさと納税の業務に関する経費が増加いたしました。その経費を寄附額に転化したことによるものでございます。

もう一つは、自然災害や社会環境の変化によりまして、町内の事業者様が返礼品を準備できない状況になってしまったことにより、寄附の受け付けができなくなった返礼品もございましたので、減少したというところで考えております。

具体的なものを例に挙げますと、まず値上げによる減少でいうと、牛乳が約1,500万円の減少、野菜定期便が約3,600万円の減少、また自然災害に関しましては、ブルーベリーに関する商品が令和4年末の雪害の被害により収穫できなかったということで1,900万円の減少。またウナギにつきましては観光客が増加したことにより、ふるさと納税の対応ができなかったということで500万円の減少ということになっております。

この4品目につきましても、合計で約7,500万円の減少という形になっております。以上です。

2番（岡林哲司君）

詳しい説明ありがとうございます。様々な要因があって目標額を下回ったということです。

全国のふるさと納税額の総額、これを見ていきますと、令和元年度が4,875億。令和2年度が6,724億。令和3年度が8,302億。令和4年度が9,654億円となっていて、総額自体は増え続けております。

それを踏まえまして、令和6年度以降の佐川町へのふるさと納税がどのような取り組みで増額していくのかお聞かせください。また、令和6年度の目標金額も一緒にお聞かせください。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。まず令和6年度の目標金額は4億円として設

定をしております。

具体的な取り組みといたしましては、まずふるさと納税の申し込み窓口となるポータルサイトを増やすことを考えております。

現在佐川町で導入しておりますポータルサイトは、ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、ANAふるさと納税、JALふるさと納税、auPayふるさと納税の5社という形になっております。

ただ、全国的なポータルサイトのシェアで言いますと、4大ポータルサイトと言われておりますのが、ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、ふるナビ、さとふる、この4サイトという形になっております。この中で佐川町は、ふるナビ、さとふるについては現在導入しておりませんので、この二つを導入することで、新たな寄附者の獲得につなげていきたいというところを考えております。

もう一つは、ふるさと納税の趣旨というところにもかえるかと思いますが、佐川町の出身の方、また佐川町の取り組みを応援をしたいという方の寄附を獲得するということで、町の歴史や文化の取り組み等をPRしていくというところも考えていきたいと思ひますし、佐川町のサイトに来た方が寄附につながるような見せ方というところも、今後考えていく必要があると考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。大手のポータルサイトをすべて出品をしていくようにするということと、PRをして佐川町を応援したい人に増えていただくという案が示されました。

現在予定をしている取り組みで令和6年度の目標金額4億円というのが達成できるということでよろしいでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。ふるさと納税、いろいろな要因があるかと思ひます。当然佐川町は下げましたが、全国的には右肩上がりの市場ということですので、今年PR業務を委託をして実施をしまして、専門的な見地からいろいろアドバイスもいただいたりもしております。その中でまずは4大サイトを導入するということは大きな各計画を上げる一つの要因になるということで伺っております。

先ほど申し上げました二つには取り組んでいきますし、またその他、商品開発また磨き上げ、あとは商品を増やしていくというような複合的な取り組みも併せてやっていきたいというところは考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。この目標金額はぜひ達成できるように取り組みの方お願いいたします。

少し別の観点から伺います。道の駅佐川のまきのさんの道の駅佐川の準備期間中ですね、佐川町の道の駅としての色を濃ゆく出すためには、600 品目以上地元の商品が必要だというご説明を受けました。活発に商品開発事業をされておりまして、そのおかげでいくつか新しい佐川町の特産品が出てきております。現在は、現場の努力もあり、オープン当初よりかは、かなり道の駅の商品数も増えてきたように感じます。

まだまだ佐川の道の駅というのは物販の部分は、地元産の加工品ですとかそういった商品が少ないなと感じるところです。

先日も道の駅で佐川町民のお客さんと話をしていた時にですね、良いものはあるけれど佐川の道の駅というにはちょっとまだまだじゃないというようなことを言うてる方もいらっしやいまして、現在の販売品目、販売商品の品目数とその構成割合について教えてください。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい。お答えいたします。道の駅を運営しております財団法人の方に確認をしたところ、現在の登録件数になりますが、はちきんの店の取扱商品が約 700 アイテムありまして、それを除いて 1,700 アイテムはあるということで伺っております。そのうち、町内の商品については 400 アイテムということで伺っております。ただ、これは登録のアイテム数ということになりますので、すべてが店頭に並んでいるわけではないということをお願いいたします。

2 番（岡林哲司君）

はい。町内のアイテムが 400 アイテムということでこの商品数は十分だというふうに考えられておりますでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。町内の商品がやはり増えるほど、やはり地元の佐川町の道の駅として、まきのさんの道の駅としての魅力が向上すると思いますので、まだまだ増えていく努力も必要だと思いますし、どんどん商品開発をして、道の駅で出品をしていただきたいというところは考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。まだまだ増えていくようにしていきたいということですね、前回の私の12月定例会での質問でもお答えいただきましたが、現在は商品開発の補助事業というようなことはとまっているというふうにお答えいただいております。

質問の序盤で全国でのふるさと納税額の総額の推移をお知らせしましたが、追加の情報としてちょっと近隣の佐川町とお隣の日高村のふるさと納税額の推移について少し触れたいと思います。2019年から2022年までのふるさと納税額の推移です。億円単位で小数点第2位は切り捨てした数字でお伝えさせていただきます。

2019年佐川町1.7億円、日高村0.7億円。2020年佐川町2.3億円、日高村1億円。2021年、佐川町3.4億円、日高村2億円。2022年、佐川町3.5億円、日高村5.2億円。そして2023年、先ほど伺いました佐川町3億円、約3億円ということですが、ちょっと日高村の2023年の金額は確認できておりませんが、全国のふるさと納税の寄附の総額が伸び続けている中、少し佐川町が様々な要因があったということで少し下がりました。

一方、ふるさと納税の額を伸ばしている日高村は、2022年に佐川町の最高寄附額をちょっと超えまして、5億円を超えるというふうなことを達成しております。

よく隣の芝生は青く見えるという言葉がありますが、結果だけを見てもしょうがないんですけれども、日高村さんも相当な努力をされて、この結果を得たというふうに感じております。

佐川町も道の駅をオープンし、これからさらに特産品の研究や開発に力を入れていく必要があると思いますが、先ほど課長もまだまだ商品数を増やしていく必要があるということだったんですけれども、担当課から見てどのような要素が必要だと思われますか。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい。お答えいたします。

町として、ものづくり商品開発の取り組みについては、道の駅がオープンするまでの3カ年間、委託事業として実施をしてきました。この当初には各地区でワークショップをやって佐川町内にどんな素材があって、どういうものがだったら売れていくかというようなものも、皆で話し合いをしました。その後、具体的に商品を開発していく、作っていくという段階になるところで、プレイヤーとした人が非常に少なくなるというところでございます。

3カ年間で出た案、もしくは可能性のあった商品については開発し尽くしたというところが、今思っているところでございます。

先ほどもまだまだ商品欲しいというところでは、増えていく方がいいということで申し上げましたが、やはり町民の方もしくはその団体とかグループの方で、こういった商品を作りたいというような意欲を持った方がどんどん出て来ていただけるというところが大事だと考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。

そのプレイヤー、やはり商品開発においても事業者として、その商品を製造し販売していく事業者というのが手をあげないと、なかなか町としても、勝手に物を作ってっていうふうにはいけないというお話もありました。

私自身もですね、商工会の会員として、やはり商工業者がもっと積極的に手をあげたりとかいうことをしていけないといけないなというふうに思いますので、また会の方でもそういう情報提供をしていきたいと思います。

私からの提案ですけれども、地元の生産者や商工業者が手をあげやすいようにですね、佐川町のホームページの産業振興の項目で、高知県にどういった商品開発の補助メニューがあるのか、どういった事例があったのかなど、わかりやすく表示をしていただけますと、周知につながるのではないかと思います。

さらに新しい商品開発の補助メニューなどが県から出た際には、ライン、町、佐川町のラインなどでプッシュ通知で住民の方に案内をしていただくなど、積極的に町としてこういう事業があるというふうなPRをしていただけたらと思いますがこの点について担当課のご答弁をお願いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。ホームページの情報発信につきましては、昨日、坂本議員からのご指摘もございました。産業振興課のホームページの方でも、ものづくりを含めて所管しているような事業をわかりやすく伝えられるように見直しはしたいと考えております。

またラインも活用してそういった支援制度が町民の方に届くようにというところは、これからしっかりとやっていきたいというところで考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。前向きに答えていただきありがとうございます。

なかなか、町のホームページを見ておりまして、いろんな制度の説明を見ていく上です、制度の説明をしっかりとしないといけないので、文字の情報がどうしても多くなってくると思います。

ただこうした商品開発のメニューですとか、県のホームページ見ますと結構カラフルでビジュアル的にわかりやすいような情報発信をされてますので、ぜひ町の方でもそういうビジュアル的な部分も取り入れてですね、より見やすい情報提供をしていただけたらと思います。もちろん、その事業者が積極的に動いていかなければならないという部分もありますのでしっかり私も働きかけをしていきたいと思います。

そうしたことで、佐川町の特産品がさらに増え、増えることでふるさと納税の増額にもつながりますし、道の駅の商品メニューも増えます。さらに、そういった商品開発、特産品ができることで、雇用が生まれるというポジティブな連鎖が生まれると思いますので、この中山間再興ビジョン、様々な取り組み、高知県はグリーン化やグローバル化もインバウンドの方も含めて考えておりますので、この商品開発の面でも、例えば海外にも打って出れるような、そういう商品開発も提案していけるようなものがあればいいかなと、高知県には多分そういう支援制度もあると思うんですけども、そういったものもしっかりと、今後私の方でも勉強してまた提案をさせていただけたらというふうに思います。

お漬物の生産業者さんに対する法令改正に伴う加工場の改修の補助金について、本日、下川議員も質問されておりましたが、6月からという目の前に期限が迫っている問題に対し、町としてはスピード感を持って取り組んでいただいていると思います。ありがとうございます。なかなか、下川議員の質問でもありましたが、金銭面や条件などが難しいというふうに伺いましたが、1人でも多くの生産者さんがこの制度を活用できるよう、また先ほどの質問でもありましたが、しっかりふるさとの味が守られていくように、引き続き町の方でも国に対して条件緩和などの働きかけをお願いしたいと思います。こうして県の中山間再興ビジョンにもしっかりと反応しインバウンドにも対応できるような特産品の開発や若者の雇用の創出などにも、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。続きまして、道の駅、おもちゃ美術館、遊具公園について伺います。道の駅がオープンして以来、毎定例会で道の駅について質問をさせていただいておりますが、これは佐川町の発展のために道の駅の成功が必要不可欠だと考えているからであります。

私の質問の方針としてはお金がかかる事業という部分の質問もありますが、お金を生み出すための事業ということのバランスも意識して質問をさせていただいております。先ほどの商品開発の話もそうですが、ハード面でもソフト面でも、この道の駅がですね、初めて子供が自転車に乗るときのような、ある程度助走期間をしっかりと、しっかりとサポートして改善をしながら、しっかりと助走して安定した自立ができるための支援というのをすることが必要ではないかというふうに思います。

まきのさんの道の駅佐川に関しましては、らんまんの特需とオープン特需が重なりですね、かなりしっかりと黒字の運営が初年度できているということですのでけれども、これが長期的な視点から見て続いていくものなのかどうかしっかりと分析と、このさらに良くするための改善など、そういうことをしっかりとしてから財団がしっかりと運営していけるように応援をしていくことが大事だというふうに感じております。

まず、田村副町長に財団法人の代表理事として伺います。

前回の定例会でも質問させていただきましたが、現場の声を聞くようにお願いをしまして検討するということでしたがどんな声が現場から上がってきたかをお聞かせいただきたいと思います。

副町長（田村正和君）

岡林議員のご質問にお答えします。

現場の声の拾い上げということです。前回の議会の時に回答したとおり、駅長を中心とした現場の聞き取りをするということが大事だろうとお答えをしたとおり、今現在ですね、駅長を中心として定期的に主要となるメンバーとヒアリング協議をしております。

その内容につきましてはやっぱり各部門、特に収益事業、大事ですので、安定、収益の安定に向けてですね、具体的な数値目標、これによって週次計画、週何をするとかですね、こういったイベントをするとか、それに基づいて、そしたら日割り、日で何日は何をするというような計画を立てて実践していくためにですね、販売イベン

トそれから物販の集荷とか仕入れとか、そういったことをアドバイスしながら安定した収益を保つように努力をしております。

このヒアリングの際にですね、部門ごとに議員ご指摘の現場の声というものを確認をしているということですが、議員のご指摘のあった、具体的な声の方についてはですね、私の方に具体的に上がってきておりません。

しかし、直接岡林議員の方にですね、上がった声というものがあるものであればですね、確認をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ今議会終了後にはですね、駅長を含め、私と議員さんと時間を調整していただけたら、ゆっくりと聞き取りをさせていただいて検討もさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。

なかなか駅長からの情報というのは担当課に入って、またその副町長もしくはその町に入ってきた情報ということで、町長の方にもその情報がシェアをされているかという部分に関して言うと、まだまだちょっと、うまくスムーズに情報共有ができていないなというような部分もありますので、先ほど代表理事としてもご答弁いただきましたこの議会終了後にはですね、一度その現場の声というのをしっかりと同席させていただいた上で、しっかりと伝わるように言っていただくというような機会を設けていただけたらと思いますし、産業厚生委員会の委員会活動としてまた視察させていただくなど、議員の方もしっかりと、どういうふうな状態になってるかというふうなことを知ること大事だと思いますので、また引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、前回も伺った内容にはなるんですけども、道の駅、おもちや美術館の中でのスペースの確保の問題について伺います。

ここ数日、寒い日も続いておりましたが、2月には暖かい日もあり、バイカオウレン祭りのおかげもあったかどうかあれですけども、週末には道の駅の駐車場がいっぱいになる日もあり、道の駅の中は多くの人で賑わっておりました。

そんな中、混雑する店内で食べ物を持ったままウロウロしている人や、立ったまま物を食べているというふうな方もお見かけいたしました。店内にあるベンチや椅子などがすべて埋まっていたために

そういったことになったと思うんですけれども、それで前回に引き続いてですね、この飲食ができるスペースを増やすということを提案させていただきます。

天気がいい日は比較的来客が多くなりがちですし、天気が悪い日はお客さんが少ないことがあると思います。そういったことから、レストラン部分の芝生広場側の半円系のエリアに屋根や防風壁を設置することでそこも座れるようなスペースになるんじゃないか。前回、もうこれはちょっと提案させていただいたと思うんですけれども、他に前にも提案させていただきました、ちょっとパラソルみたいな屋根つきの芝生広場へのテーブルとか椅子がセットになったようなものの設置など、ハード面としての、例えば道の駅の正面の少しだけ芝生があるエリアに屋根をつけて座れるようにするのですとか、様々なことが考えられると思いますが、このテーブル座れる場所を増やすという部分に関して担当課の見解をお聞かせください。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

まず店内でフリーで食べれる場所と言いますと、イートインコーナーが現在 32 席、あとソファが 6 台で合計 18 人座ることができますので、50 人分の席はあるという状況です。

屋内につきましては物理的な制限もございますので、営業の邪魔にならないように、スペースを確保するためにはどうするかというところは、道の駅とも、道の駅の財団法人の方とも話をしながら、協議をしたいというところで考えております。

屋外の施設につきましても、テーブル、椅子を置けば、日常的な管理というところも必要になってきます。できるだけ設置をしたことによって、維持管理が必要ないような対策というところも併せて、協議をして、道の駅を利用される方が利用しやすい、休憩できるようなスペースの確保については考えていきたいと思っております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。このテーブル、椅子などを設置すれば確かにその管理する手間も増えることは感じておりますが、今後ですね、今月末には遊具公園がオープンする予定でして、今まで以上に子供連れで利用される方が増えてくると思います。

今の時点で立った状態でアイスやら、他のものを飲食したりする

方が増えているという中で、この子連れの家族が増えてきたときにやはりこういう座る場所がないというふうになると、これはちょっとまた店の中が汚れたりですとかで、クレームとしてスペースが足りないというようなことも上がってくると思います。

本当にお子さんの利用っていうのはおもちゃ美術館がある今以上に増えてくると思いますので、その辺もしっかり現場を見ながらですね、先ほど副町長も言っていただきましたが、いろんな現場との協議もしていく上で、また柔軟に対応いただけたらと思います。

続きましておもちゃ美術館の方のスペースについてお伺いします。おもちゃ美術館に新たに黒岩にあったレーザーカッターが移動してきました、加工機が設置をされております。設置された場所を見させていただきましたが、スタッフが休憩するテーブルのすぐ壁側ということで、これ機械を動かしているとスタッフは休憩するスペースがなくなる。また糸鋸などのD I Yの機械と非常に詰まった状態で設置がされておりますし、このレーザーカッターを動かすことで木を焼いたような焦げたようなにおいが機械から出ると思いますが、このにおいとかの排出の策もちょっとオープンな空間ですので十分ではないのではないかと、言わしていただいております。

こういったことから、D I Y工房のスペースを確保するとか、ボランティアスタッフの休憩場所、また運営スタッフの休憩場所も含めてですね、そういうのを確保するという意味で、少し増床ができないかなというそういう必要なんじゃないかなというふうに感じておるんですけれども、担当課のご見解をお伺いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

おもちゃ美術館の学芸員さんの休憩スペースにつきましては、これまでご質問いただいたときにご回答させていただきましたが、当初から道の駅と一体的に整備をするというところがございましたので、道の駅側の休憩スペースを共有するという前提のおもちゃ美術館の設計になりましたので、休憩スペースとしたものがないという状況でございます。ただ、おもちゃ学芸員さんの活動というところに関しては、おもちゃ美術館の魅力の一つという形になっておりますので、おもちゃ学芸員さん活動しやすい環境というのは必要になってくるかと思えます。

直ちに増床というところではなくて、まずはおもちゃ美術館の中

のスペース、今も工夫してやっていただいておりますが、その中で糸鋸、レーザーカッターの使用と合わせて、うまく休憩スペースが確保できないかというところの協議。あとそこが難しければ道の駅側の休憩スペースの共有というところを、財団法人も含めて協議というところをまずはしていきたいというところで考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。なかなかこの機材が入ってにおいが出るっていうところ、最初のおもちゃ美術館の構想の中では、あの辺りにおっきなDIYのスペースが確保されて、遮蔽されたスペースになるのかなってというようなイメージもあったんですけども、ちょっとオープンな状態になってますので、そのレーザーカッターを稼働させた時にですね、その焦げたにおいがおもちゃ美術館の中まで入っていかないかどうかの検証ですとか、もしそういうのが確認された場合は、ちょっと外側に機械を出して、雨風しのげて使えるようなスペースを確保するなど、今後、それこそこの部分に関してもしっかりと現場と協議をしていただきながら、柔軟にトラブルにつながらないように対応していただきたいと思います。

前回も同じような質問させていただきましたが、現場を何度も見て必要に感じたことを提案をさせていただいておりますので、議長の、受け売りみたいになります、実現できるまでちょっと頑張って何度でも質問していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そして続きまして遊具公園について伺います。

先日、オープンのご案内を町からいただきまして、3月29日に記念式典、3月30日に一般オープンするというふうに伺いました。

この遊具公園についてこれをどこが管理していくか、そして管理者の予定と設置管理条例の有無、そしてこの公園の予算、管理のための予算ですね。それとこの公園のお名前について伺えたらと思います。お願いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

まず、この公園についての管理は一般財団法人しあわせづくり佐川に、道の駅の一体のエリアの一つとして管理を委託するというところで考えております。

設置管理条例につきましては、現在のところ条例の設置というところは考えてはおりませんが、その指定管理料、維持管理費について、日常的に必要なものは財団法人の指定管理料の中に含めているという形になっております。

また遊具等の点検等が必要になりますので、町として必要なものについては町の予算の中で予算化をしているという状況です。

名前につきましては、どのような名前がいいのか現在話をしているというところでございますが、内部ではまきのさんの、まきのさんの公園という形にしてはどうかというところで今進めて、準備を進めているところです。以上です。

2 番（岡林哲司君）

道の駅の一部として、しあわせづくり佐川にこの管理を委託していくということを伺いました。

この道の駅の本体の建物とおもちゃ美術館については、建物を運営上ですね、これは商業施設にあたると思います。そしてこの遊具公園に関しては無料で誰でも利用できるということから、これはちょっと公共性のある建物じゃないかなというふうに思います。

その中でこのしあわせづくり佐川にこの維持管理費の方を指定管理の中に含めているということですが、これについてはオープンが春休み中ということで、公園のオープンに際しては、非常に多くの子連れのお客様が来ていただけるんじゃないかと期待をしております。期待をすると同時にですね、現在でも道の駅の駐車場を逆走したり、迷走したりという車両が見受けられるような状況の中で、道の駅の駐車場とそして公園の新たに設置される駐車場、そして臨時的に使わせていただいている、下の駐車場の部分への動線について、しっかりとこれを管理する、警備をするような体制がどのように予定をされているかというのをお聞かせください。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

まず公園がオープンをした時に警備の部分ですが、道の駅をオープンしたときのような警備員の配置というところについては現在考えておりません。ただ公園ができ、公園用の駐車場もできますので、そういった道の駅に国道から入ってきたときに、視認しやすいような看板の設置についてはしたいというところで考えております。

またあわせて、場内、特に新しくできる公園の駐車場も含めて、

誘導等はしっかりと掲示をしていきたいというところで考えているところ です。以上です。

2 番（岡林哲司君）

警備員の設置はなく、看板の設置で誘導していくということなんですけれども、今時点でも上の駐車場がいっぱいになって下まで誘導するっていうような状態になると、逆走してちょっと詰まるような状態になったりですとか、もう本当に入ってきた時点で、どっちに行っていくかというのを迷うような車両を見受けることがあります。

ここに子供たちが多く遊ぶ公園ができるというところを想像していくとですね、非常に多くの子供が遊んでいる、ちょっと外に出てきたら、その周りを車が通るといような状況で、以前から質問させていただいておりましたが、このトイレについて道の駅や上の国交省が設置している 24 時間のトイレを利用させていただくということで、この混雑して上の駐車場がいっぱいになり、下の公園の駐車場の方にも車が移動して臨時駐車場の方にも行ったり出たりする中で、トイレに来よった子供がですね、走り出して事故に巻き込まれるようなことがないように、ここはしばらく警備員などを置いてですね、どのような状況が生まれるかっていうのを判断した上で、大丈夫やという判断が出たら、警備員を外して看板にするとか、そういった対応をする必要があるんじゃないかと思うんですけれども、その点についてもう一度ご答弁お願いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

警備員の配置については現在、財団法人の方が土日に 1 名ないし 2 名というところで 1 カ所の配置をしております。道の駅オープンに伴いまして今年度、町としても、1 千万、約 1 千万の警備員の支出をしております。

確かに公園ができることによって混雑等も、人が多く来るといことも想定はされますが、特に入ってきたところの視認の悪さといところは現在もありますので、そこはまた町の土地の用地の方にわかりやすい看板っていうところは設置をしたいといところも考えております。

また子供さんが走ってといところもあるかとは思いますが、そういった状況をすべてカバーするとい状況等警備員の配置になれ

ばそう 1 日当たり相当数の金額が必要になるかと思imasuので、このあたりは親御さんであったり、ドライバーの方に気をつけていただく、もしくはそういった飛び出し注意というような掲示をするというところで、啓発をしたいというところで考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

警備員の配置には相当な予算が必要だということなんですけれども、ちょっと普通に想像してみても危ないことが想定される、そして今の時点でも、住民の方や利用される方から駐車場がわかりにくいという話がある中で、この看板を設置しているのということで、もし事故が起きた場合に誰の責任になるのか、指定管理料の中にこの管理料含めてるということなんですけれども、この財団法人に委託する指定管理料の中に、ではこの警備員を設置するという予算は含まれているのでしょうか。お答えください。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

警備の指定管理料については含んではおりません。令和 6 年度につきましては、はい。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。警備員に関してもオープン時の警備に関しても、この予算に含まれていないということで、これはちょっと私としては非常に心配だなというふうに感じております。

先ほど提案させていただいたようにオープン後数日間でも、どのような状態かっていうのを設置した町がですね、しっかりと知る必要があると思imasuので、その警備員じゃないにしろ、常にどういう状況になってるかという町の職員を配置するなどのことをしてですね、状況を把握してからそういう警備員がいらんとかいるとかっていう判断をするべきだと思うんですけれども、町長これに関してどのように思われますか。

町長（片岡雄司君）

はい。お答えします。

警備員について、公園がオープンした時ですよ、どれぐらいの皆さんが来てくれるかという状況今ちょっと想像はできませんが、多くの方が来てくれるんじゃないかなと思imasu。

そういった状況を踏まえて、今、6 年度予算にはその委託費の中

に計上してないということなのですが、臨機応変に考えていかなければならないとは考えております。

2 番（岡林哲司君）

急にふってすいませんでした。これについては先ほども言わせていただいたんですけれども、本当に多くの子供さんが道の駅、おもちゃ美術館を訪れるにあたって、遊具が完成していく様子を常にずっと見てくれてます。非常に楽しみにしてくれてると思います。

この春休み中にオープンするということで、やはり子供も公園できたら行きたいっていう子が多いと思います。なので、町として今のところその予算とかの部分では難しいということですが、その担当課の職員さんですか、しっかりと配置をしてですね、状況を見てこれは警備員がなくても、大丈夫かなとか、こういう部分の看板の設置などをしっかりと対応したほうがいいかなという判断を、ぜひして進めていただきたいと思います。その点についてよろしく願いいたします。

また、公園のトイレについてもですね、前回質問の中で課長から今までは設置をしないということで、ちょっと一瞬こう、検討するというご答弁いただきましたが、その後どのような状況になるか、お聞かせください。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

12月の議会でご質問いただいた以降ですね、おもちゃ美術館を利用していただいたことのあります重症心身障害児や医療的ケア児とそのご家族を支える取り組みをしておられます、NPO法人未来予想図様の代表の方に、そういった方の場合公園にトイレが必要かどうかというところは聞き取りをさせていただきましたところ、あった方がいいとは当然ですがそういったご回答をいただいております。その後、遊具メーカーに仮設トイレの設置に係る費用、この仮設トイレといいますのは、浄化槽が一体型になっている水洗の仮設トイレになりますが、見積もりを依頼して、男性用が一室、女性用が一室、オストメイト対応の多目的室が一室の仮設トイレを購入して設置する場合ということになりますが、約4,500万円程度の費用がかかるという形になっております。また当然別途メンテナンスの費用であったりとか清掃の費用という維持管理費が必要になってくるとい状況でございます。そういったところもございすし、町とし

ては公園を含めて、道の駅のエリアとして一体的に整備を進めてきたというふうに認識を持っておりますので、公園利用者の利便性のところだけを考えれば当然あったほうが良いというところは認識はしておりますが、またそういった設置の費用であつたりとか、ランニングコストの面含めて、様々な視点からちょっと検討が必要であるというところで現在考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

調べていただいたということで、4,500万円プラスメンテナンス費用と、相当なお金がかかるということがわかりました。

ただですね、この公園はインクルーシブ遊具を設置しまして、先ほど名前の予定がまきのさんの公園っていう予定だということなんですけれども、例えばインクルーシブということでみんなのまきのさんの公園ですとか、これもね、図書館のネーミング募集したように、何かしら募集して子供たちに誰かに決めていただくようなこともしていったらいいと思うんですけれども、しっかり名前をつけてですね、そしてまたみんなが使えるインクルーシブ遊具がある公園として、ちょっと費用もかかりますが、そのトイレの設置などもしっかりどういうことができるか。あとトイレに向かっての子供たちが行く動線などもしっかりと今後検討していただけたらと思います。

公園については無料で利用できるため、公共性のある施設ですので、しっかりとした管理のルールも必要だと思いますし、その辺についても設置管理条例が今のところないということでその辺も検討を続けていただけたらと思います。ぜひ前向きに検討よろしく願いします。

次に道の駅の周辺の開発について伺います。

道の駅の南側の斜面の活用や南側の森林の開発について、何か予定していることがあればお聞かせください。

道の駅の設計当初のイメージ図では南側の斜面は四季折々、花でいっぱいイメージ図でした。これから暖かくなってきたこれからかなと思いますがその辺のようなご予定かお聞かせください。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

道の駅の周辺の整備につきましては、基本構想の策定をした時も含めてワークショップ等でいろいろなご意見をいただいております

が、現在のところ具体的な開発の計画というところはありません。

道の駅も開業してまだ1年というところでございます。

パースの絵にあった法面の整備についても、まだまだこれから必要になってくるようなところがございますので、道の駅、そしてその周辺のエリアの植栽というところをこれからしっかり取り組んで、管理をする財団法人も含めて取り組みをしていけたらというところで思っております。当然住民の方のご協力もなければなかなかできないというところもあるかと思しますので、そういった方のお力添えもいただきながら、皆さんに親しんでもらえるような、まきのさんの道の駅になっていけばいいというところで考えているところで。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。

これからということで、まだまだこれから育てていく道の駅というのを期待をしております。

まだまだ先のことはありますが、国道33号線のバイパスも少し離れたところを通る予定になりましたので、道の駅の周辺開発をしっかりしてですね、目的地として来ていただける道の駅に育っていくように、ぜひ町一丸となって取り組んでいただけたらと思います。

最後になりますが、訪問介護事業についてということで質問させていただきます。まず近隣自治体を含めた訪問介護事業所の近年の状況を伺います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

介護事業の中の訪問介護事業ということで、いわゆるヘルパーさんがいる事業所になります。

佐川町含めて、近隣の市町村の状況を見てみますと、やはりヘルパーの高齢化等々でですね、事業所を閉鎖しなければならないというふうなところも出てきておるようで、非常に厳しい状況であるというふうに認識をしております。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。町内の訪問介護事業所は1事業所になっているということです。それを踏まえてこの4月からこの介護報酬の改定が行われますがこれについて担当課はどのようにとらえられているか、お伺いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

今回ですね、令和6年度介護報酬改定が行われますけれども、この中で訪問介護の基本報酬の引き下げについてということで、マイナス改定になっております。

その根拠としてですね、言われておるのが、厚生労働省が2022年に行った介護事業経営基本実態調査というのがあって、それがですね、訪問介護が他のサービスに比べて利益率を大幅に高かったということが挙げられております。

で、事業所本体の運営に直接関わる基本報酬というのがマイナス改定されるということなんですけど、この要因の一つとして、利益率が高かったという要因の一つとしては、サービスつき高齢者向け住宅に併設しております訪問介護事業所、こちらの方はですね、移動時間などが短縮されるために、効率的なサービスの提供可能であるということで収益が上がって、そういったいわゆる併設型が都市部を中心に拡大しているということから利益率が上がっているというふうに専門家が指摘をしているところもあります。

先ほど申しましたとおりですね、佐川町含めて中山間地域を支える訪問介護事業というのは、そういった事情がなくてですね、ヘルパーさんがご家庭の訪問を移動しながら、サービスを行うというのが基本であります。

それからヘルパー不足もあってですねいうところで、厳しい状況が続いておりますので、こういったですね、いわゆる国の方から見れば全国的な話ですので、そういったことになると思いますけれども、佐川町の実情に依拠しては、非常に厳しい状況であると。先ほど申しましたが、そういった状況でいうふうなことで認識をしております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。この介護報酬の改定について、現状をしっかりと把握して、国や県に働きかけをしていくと同時に、地域の訪問介護事業所を支援していかなければ、中山間地域においては、訪問介護事業所が、失礼しました、訪問介護事業自体がですね、崩壊をする恐れがあると、そういう危機的な状況だと危惧をしております。

今回意見書を提出させていただきますが、他の自治体の議員との勉強会をさせていただきまして、その中で中山間で活動される複数

の事業所の代表の方に聞き取りをさせていただきました。

高知県の中山間地域介護サービス確保対策事業というのがありますが、高知県に問い合わせところ佐川町も地域的には該当するということですが、この制度について担当課長のご見解をお聞かせください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

県がですね行っている中山間の対策の事業ですけれども、こちら担当の方でもですね、事業の展開というところでも過去にも検討した経緯があります。ただ条件的にですね、なかなかどういいますか、補助金の制度設計も含めてですね、ちょっと難しい部分があつてですね、今現時点では利用するということには至っておりません。

ただ県の方もですね、中山間地対策を強化するという中で、利用のですね条件が引き下げられたりといったところがあればですね、これは事業所1カ所しかないというところもありますが、しっかりとですね、コミュニケーションをとって、どのような形でという経営実態も含めて、しっかりと把握をしながらですね、取り組みを進めていきたいとできるだけですね、町としても支援をしていきたいという考えには変わりはありません。以上です。

2 番（岡林哲司君）

前向きなご答弁ありがとうございます。

そもそも、この県の補助事業が10年ほど前に設定をされておりました、現在の燃料費の価格高騰などに適していないというような声も、聞き取りした事業者の方からも上がっております。

今回出させていただく意見書の中にも、この制度自体の見直しも盛り込んでおりますので、またそういう変化があつた場合にですね、担当課としてもしっかりと対応していただいて、地域の高齢者の在宅での生活等訪問介護事業、これを守るために担当課の力が必要ですのでぜひよろしくお願いいたします。

長くなりましたが、以上で今議会での私の質問を終了させていただきます。丁寧なご答弁ありがとうございます。

議長（松浦隆起君）

以上で、2 番 岡林哲司君の一般質問を終わります。

これで、今定例会に通告がありましたすべての一般質問を終了します。

あと 10 分ほどで 5 時になりますが、日程第 2、常任委員会審査報告が終了するまで、佐川町議会会議規則第 9 条第 2 項の規定により、会議時間の延長を宣告します。

日程第 2、常任委員会審査報告についてを議題とします。

総務文教常任委員長（齋藤光君）

総務文教常任委員会の審査報告をいたします。

令和 6 年 3 月 5 日佐川町議会議長、松浦隆起様。

総務文教常任委員長、齋藤光。総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、佐川町議会会議規則第 77 条の規定により報告します。

受理番号 1、付託年月日、令和 6 年 3 月 1 日。

件名、学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため、教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める請願。意見、または審査結果、採択。

こちらは委員会での議論の結果、教職員配置に関しては県の管轄であり、法改正に至っては国の管轄ではありますが、教育に関しては佐川町にも深く関係する議題として、全会一致で採択となりました。

以上報告となります。

議長（松浦隆起君）

受理番号 1 について、質疑を省略し、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、受理番号 1、学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため、教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める請願は、採択することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議を 8 日の午前 9 時とします。

本日はこれで散会します。

散会 午後 4 時 55 分

